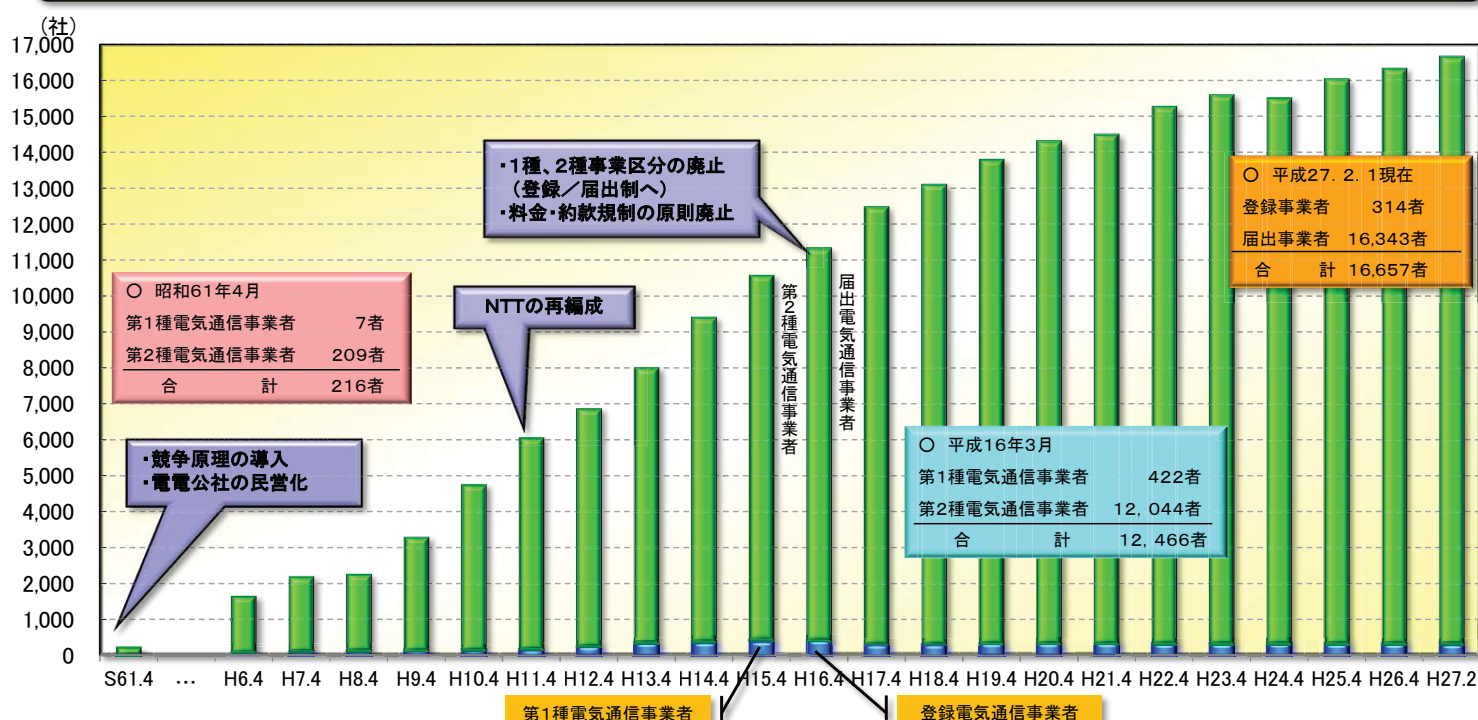


1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成25(2013)年度)
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) スマートフォンの普及と移動通信トラフィックの増加
- (7) 現在の電気通信市場の競争状況
- (8) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移(グループ別)
- (9) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移(個社別)
- (10) 固定系ブロードバンドサービス契約数の事業者別シェアの推移
- (11) MVNOの概要

1-(1) 電気通信事業者数の推移

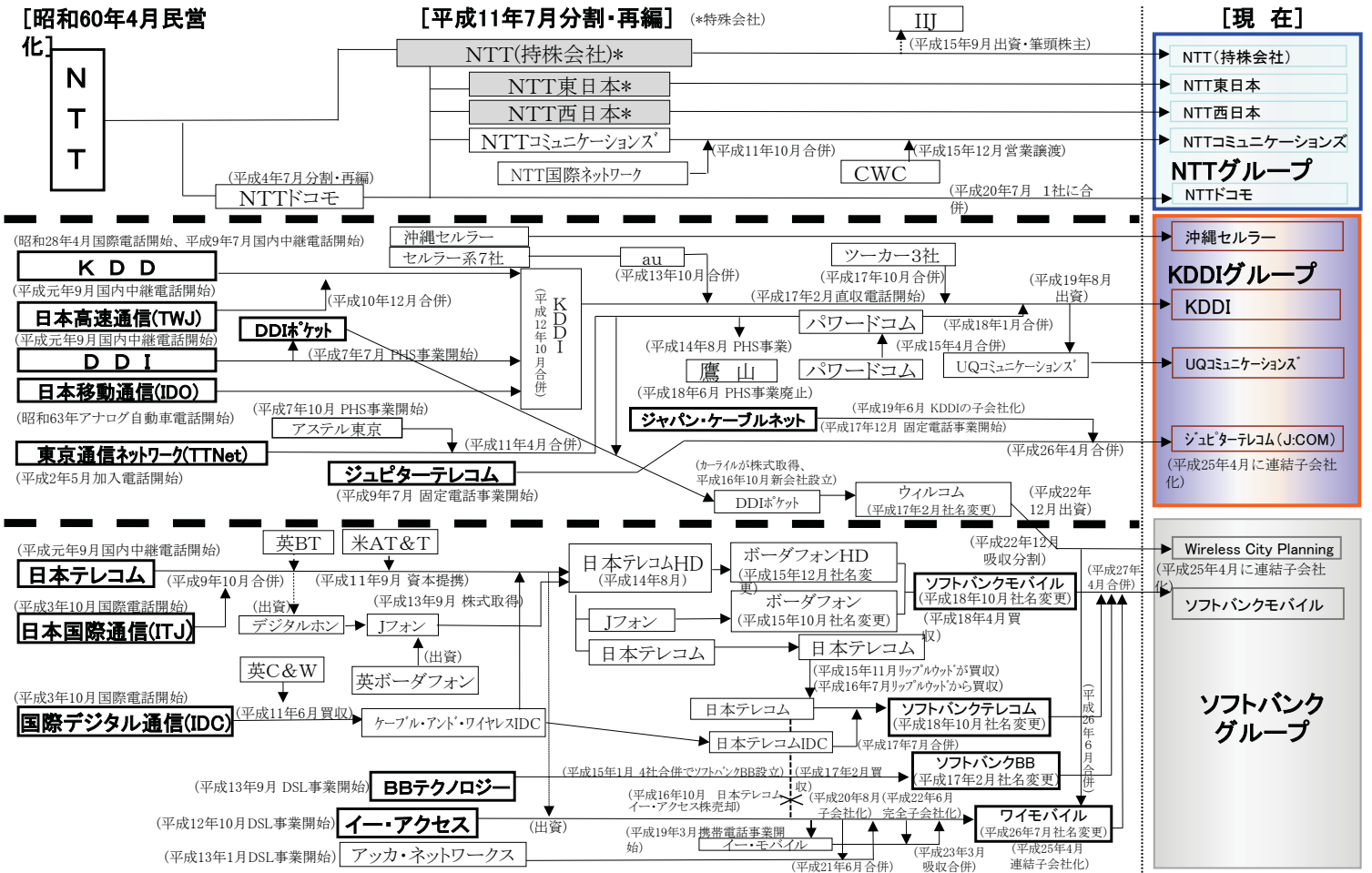
昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成27年2月1日現在、1万6,657者が参入。その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



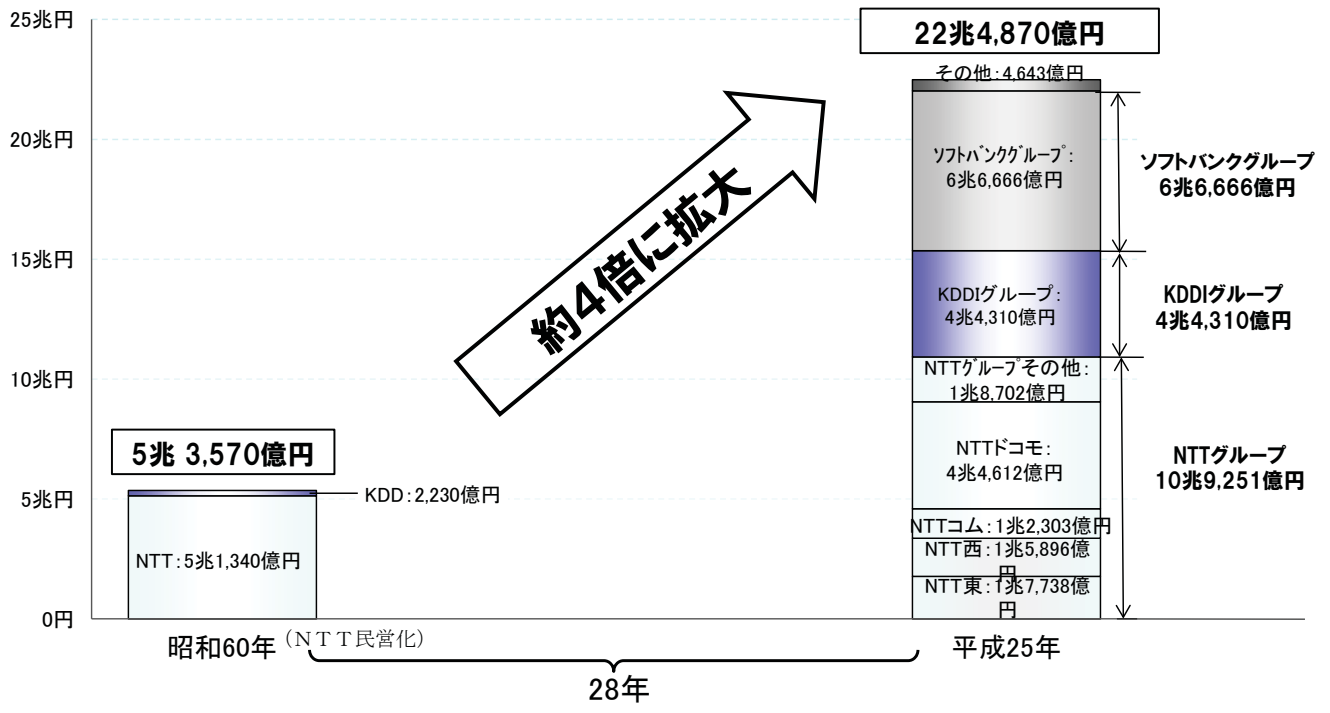
(注) 登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：情報通信統計データベース（総務省の情報通信政策に関するポータルサイト）をもとに作成】

1- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷



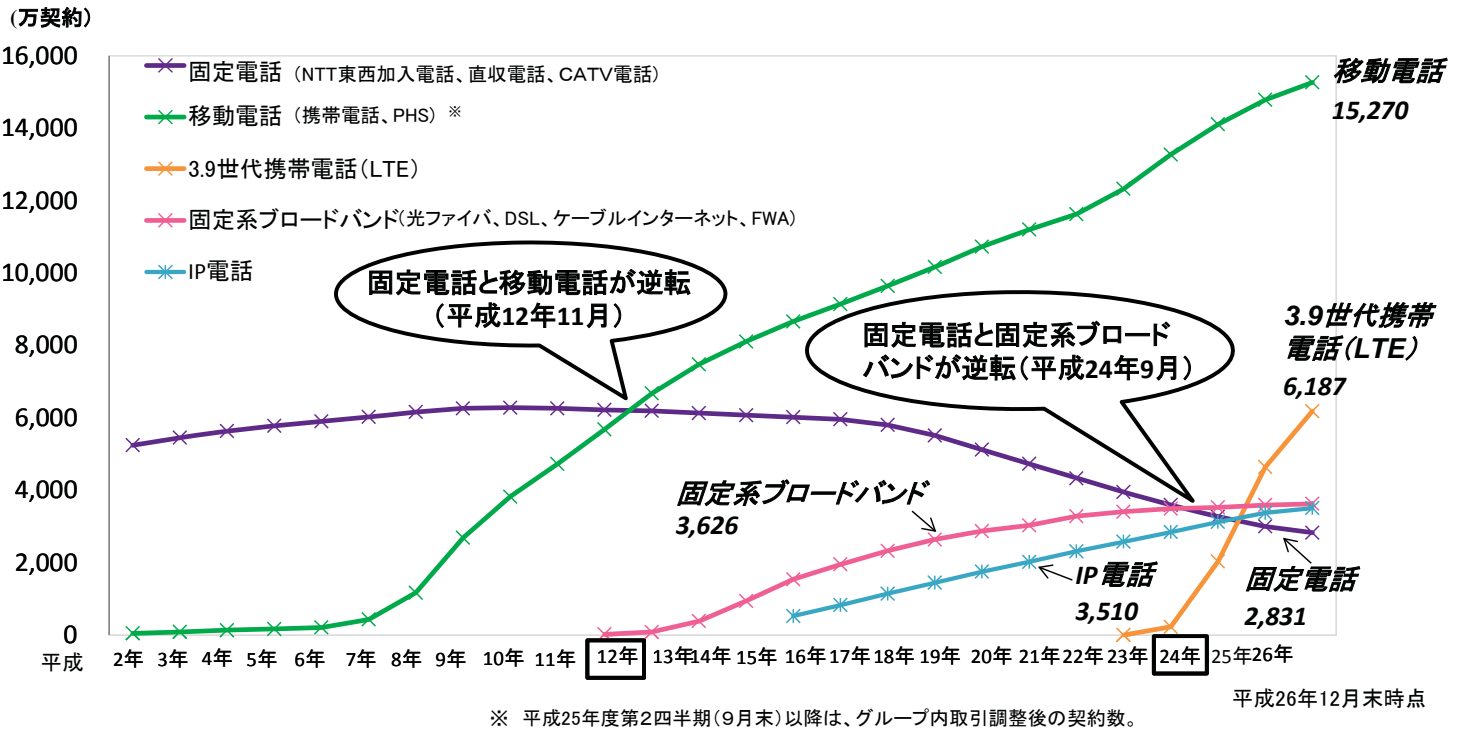
1- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況 (平成25 (2013) 年度)



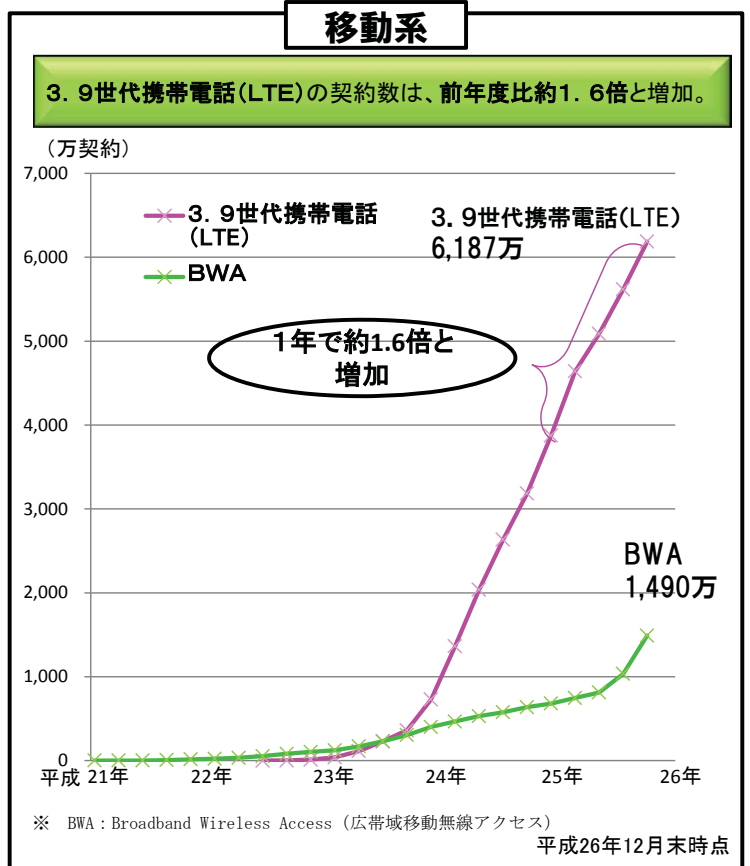
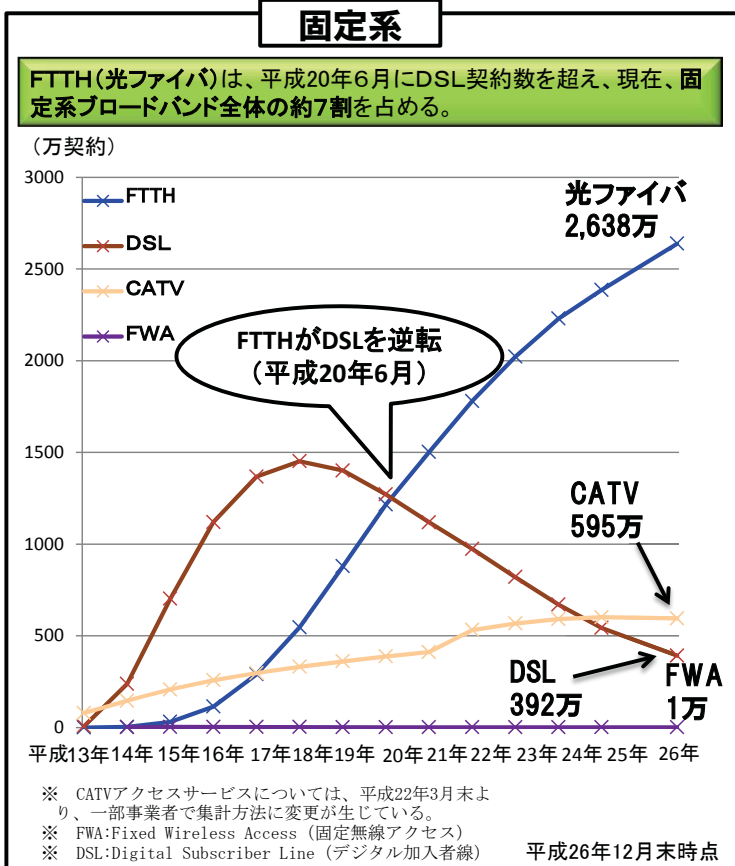
※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者（国内事業者の海外子会社を含む）が海外で行う事業の売上げ（三大グループ合計約4.1兆円）を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパー-JSAT(株)」を含む。

1-(4) 電気通信市場における環境変化

- 固定系: 固定電話契約数は、平成24年9月に固定系ブロードバンドに逆転され、平成9年11月のピーク時(6,322万件)の約4.5割に減少(2,831万件)
- 移動系: 移動電話の契約件数は、平成12年11月に固定電話契約数を抜き、10年間で約2倍に増加(15,270万件)

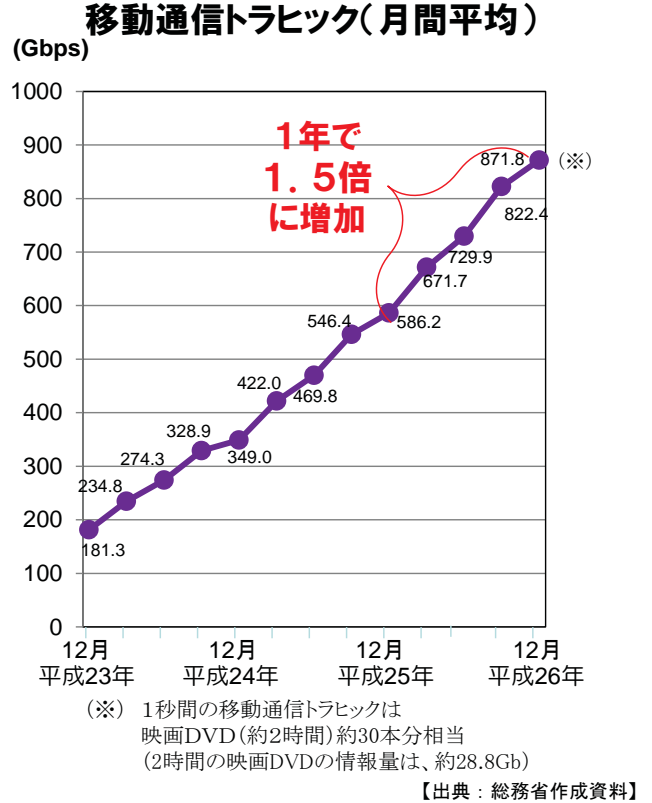
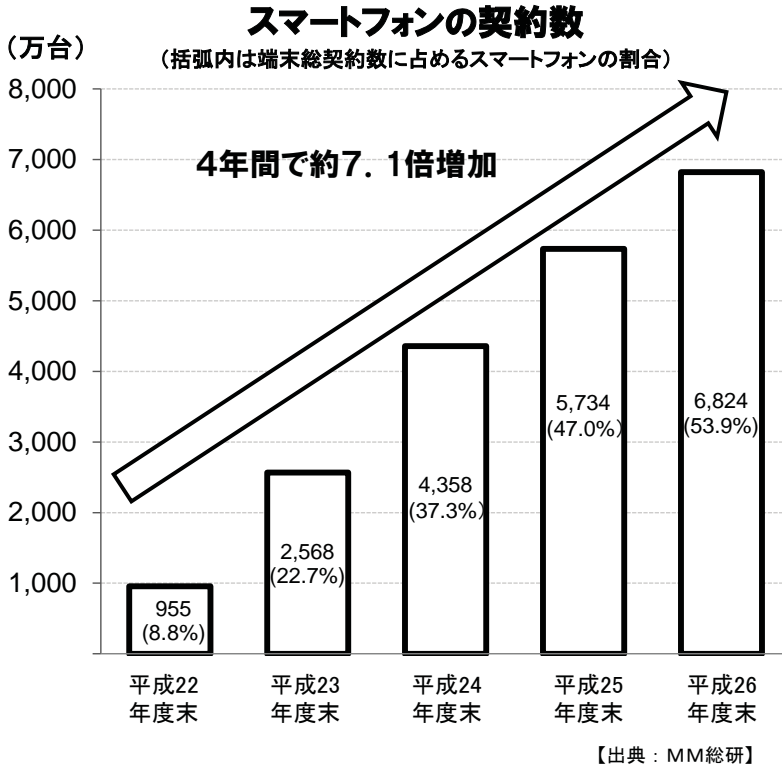


1-(5) ブロードバンドサービスの契約数の推移

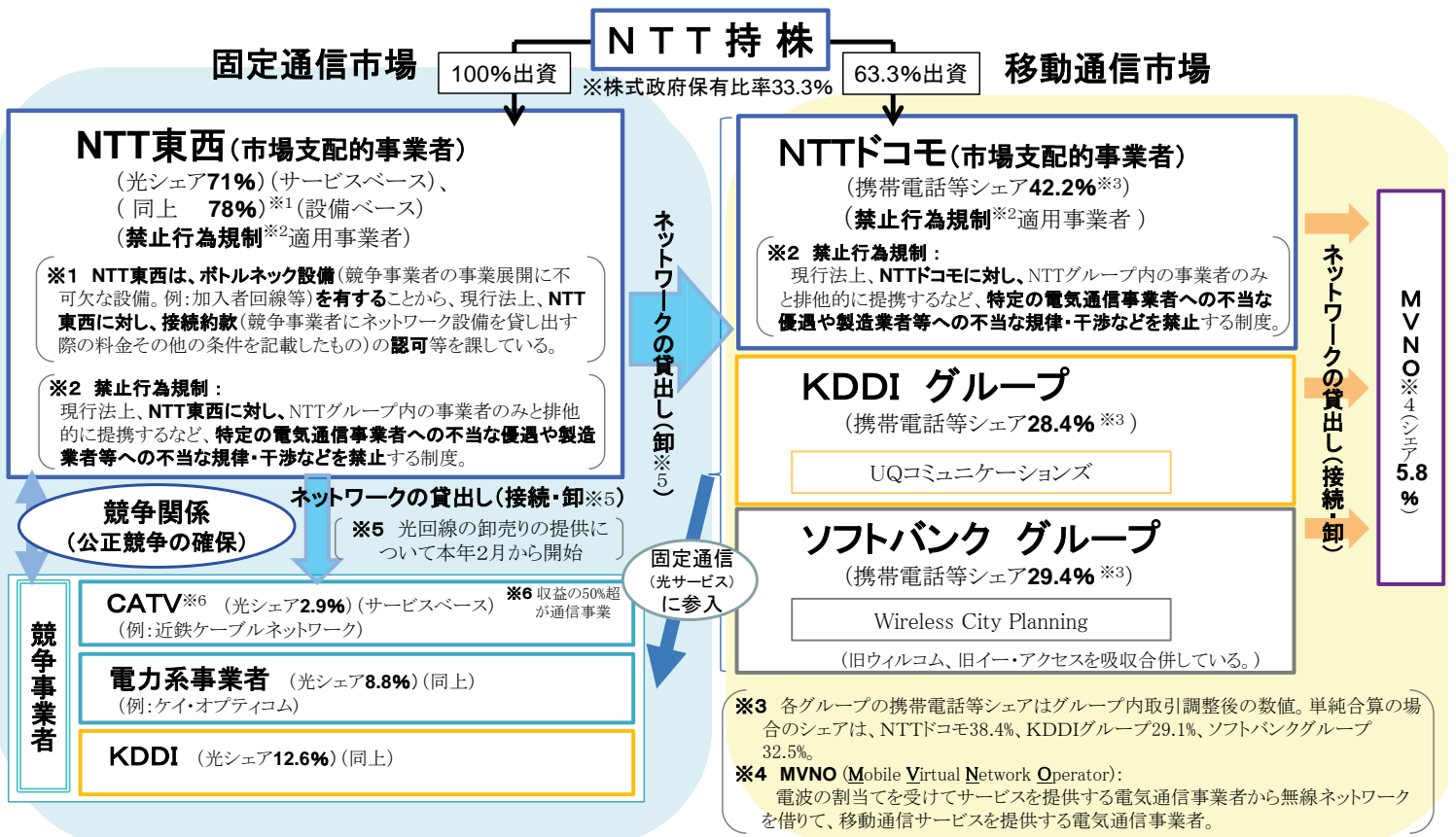


1-(6) スマートフォンの普及と移動通信トラフィックの増加

- スマートフォンの契約数は、平成26年度末時点で平成22年度末と比べ約7.1倍(6,824万台)に増加。
- 移動通信トラフィックは、平成26年12月時点で前年12月と比べ約1.5倍に増加。

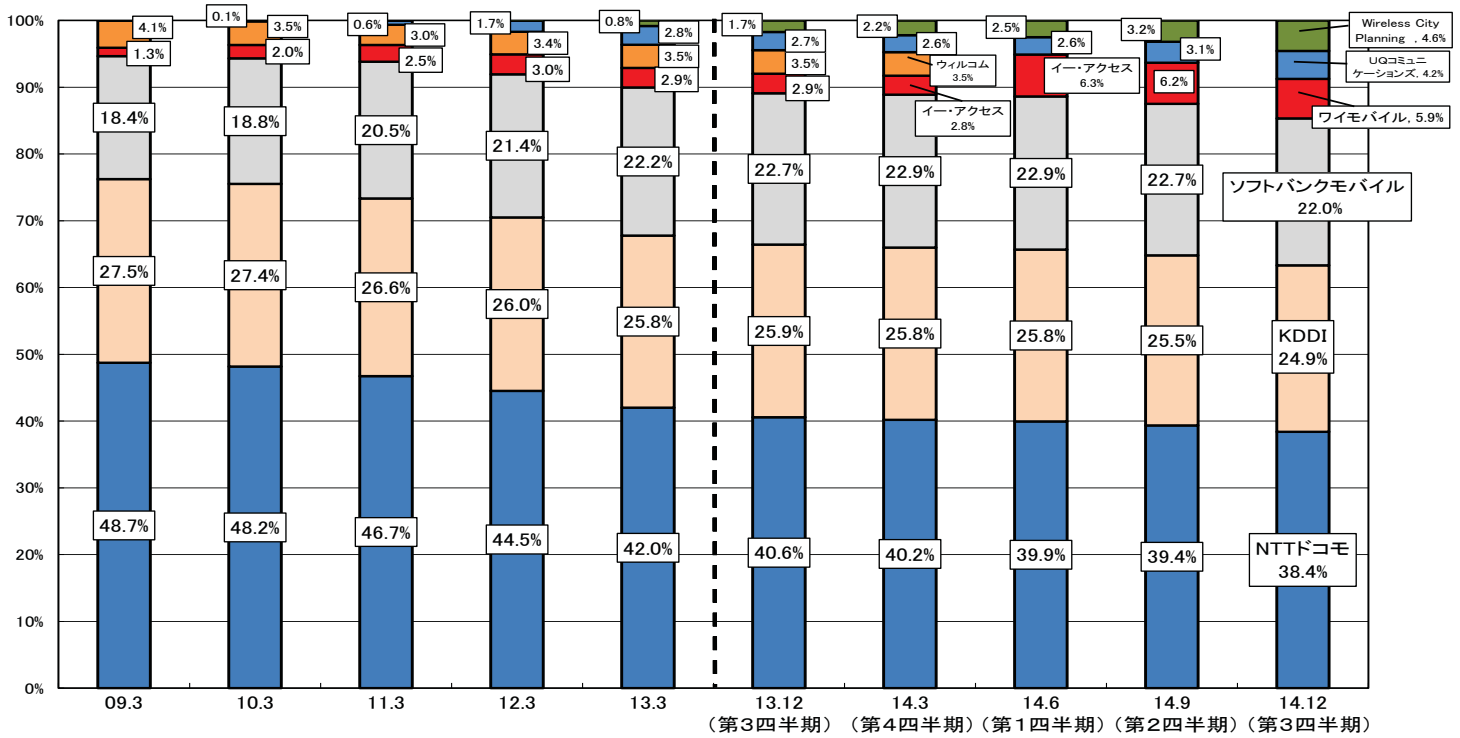


1-(7) 現在の電気通信市場の競争状況



1-(8) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移(個社別)

● 移動系通信の契約数における事業者別シェア(個社別)について、NTTドコモは38.4%、KDDIは24.9%、ソフトバンクモバイルは22.0%となっている。



注1: KDDIのシェアには、沖縄セルラーが含まれる。
 注2: イー・アクセスは2014年6月1日付けでウィルコムを吸収合併。その後、同年7月1日付けでワイモバイルに社名変更している。

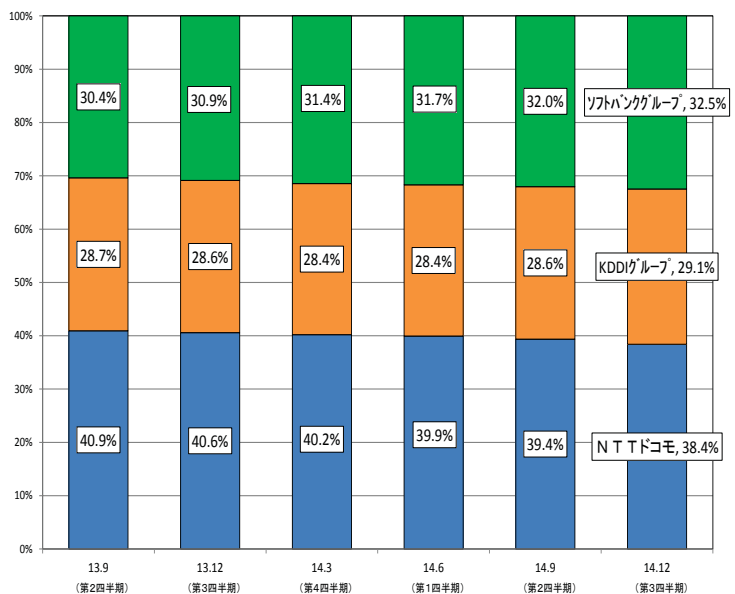
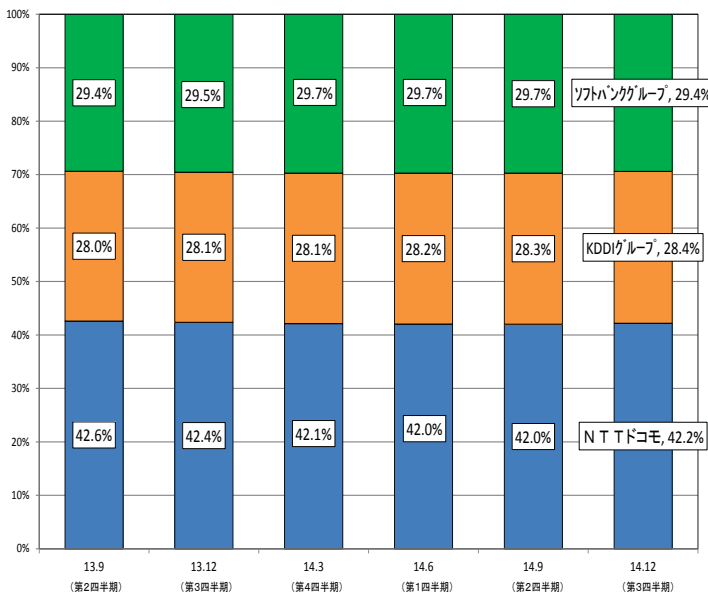
【出典：総務省作成資料】

1-(9) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移(グループ別)

● 移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)について、NTTドコモは42.2%(単純合算では38.4%)、KDDIグループは28.4%(単純合算では29.1%)、ソフトバンクグループは29.4%(単純合算では32.5%)となっている。

グループ内取引調整後

単純合算

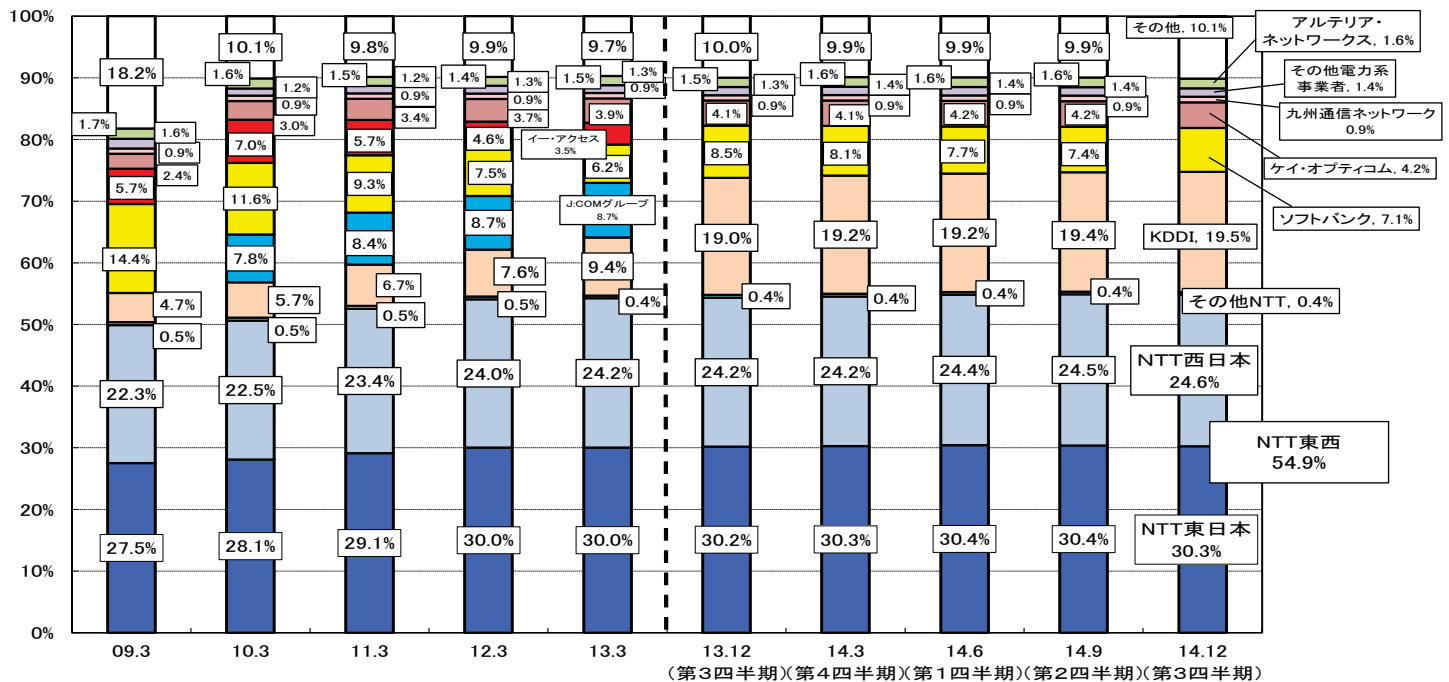


注1: 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル及びWireless City Planningが含まれる。

【出典：総務省作成資料】

1-(10) 固定系ブロードバンドサービス契約数の事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドの契約数におけるNTT東西のシェアは、54.9%(前期比±0ポイント、前年同期比+0.5ポイント)となっている。



注1：この固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAアクセスサービスを含んでいない。
 注2：イー・アクセスのシェアには、アツカ・ネットワークス（2009年度以降）の契約数が含まれる。
 注3：KDDIのシェアには、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet（2009年度第4四半期以降）及びJ：COMグループ（2013年度第1四半期以降）が含まれる。また、ソフトバンクのシェアには、ワイモバイル（2013年度第1四半期以降）が含まれる。
 注4：J：COMグループのシェアについては、2008年度第4四半期までは、その他を含む。
 注5：その他NTTのシェアには、NTT MEDIAS、NTT-ME及びNTTビジネスソリューションズが含まれる。
 注6：その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン、テブコンシステムズ及びケイオプティコム・サイバーポート（2010年度第4四半期まで）が含まれる。
 注7：NTT東西のシェアについては、四捨五入の関係上、グラフ中の合計値と合わない場合がある。
 注8：UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更（2013年度第4四半期以降）。

【出典：総務省作成資料】

1-(11) MVNOの概要

- MVNO※1とは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者(MNO)から無線ネットワークを調達して、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者。
- MVNOサービスの契約数※2は増加傾向で892万。MVNOの事業者数は、MNOであるMVNOを除くと170社※3。

※1 Mobile Virtual Network Operator (仮想移動体電気通信事業者)の略。携帯基地局などの設備を保有しないため「仮想」と呼ばれる。
 ※2 MNOであるMVNOの契約数を除いた数値。
 ※3 MNOのように、大規模な通信設備を保有する必要がなく、異業種や小規模の事業者でも参入が可能であることから、MNOと比べて事業者数は多い。

MVNOサービスのイメージ

【MVNOサービスの利用方法】

- 電話番号や契約者情報等を登録したSIMカードを受け取り
- 利用者のスマホ端末などに差し込み、データ通信等を実施

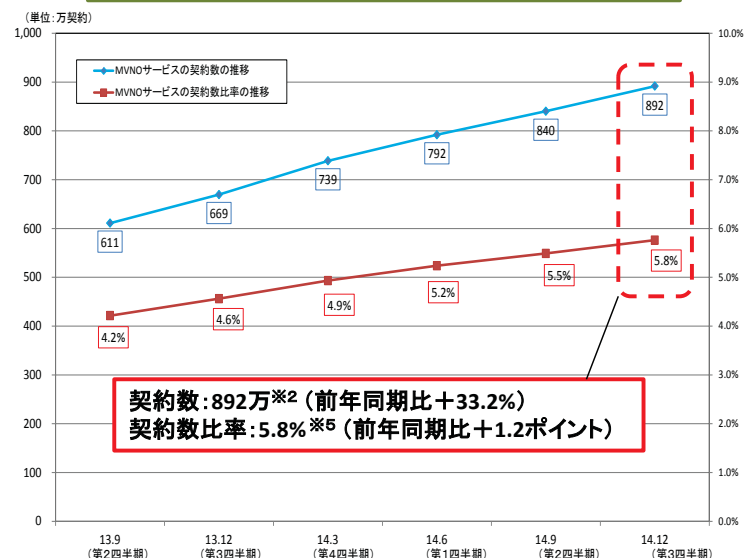


※4 MVNOの使用するMNOのネットワーク以外の事業者の端末であれば、SIMロック解除が必要。

【最近のMVNOサービス普及の動向】

- 通話サービスを本格的に開始したこと
 - 大手小売店が端末とSIMカードを店舗でセットで販売を開始したこと
- などによって、既存のMNOサービスに近づいたことで普及

MVNOサービスの契約数及び契約数比率



契約数：892万※2 (前年同期比+33.2%)
 契約数比率：5.8%※5 (前年同期比+1.2ポイント)

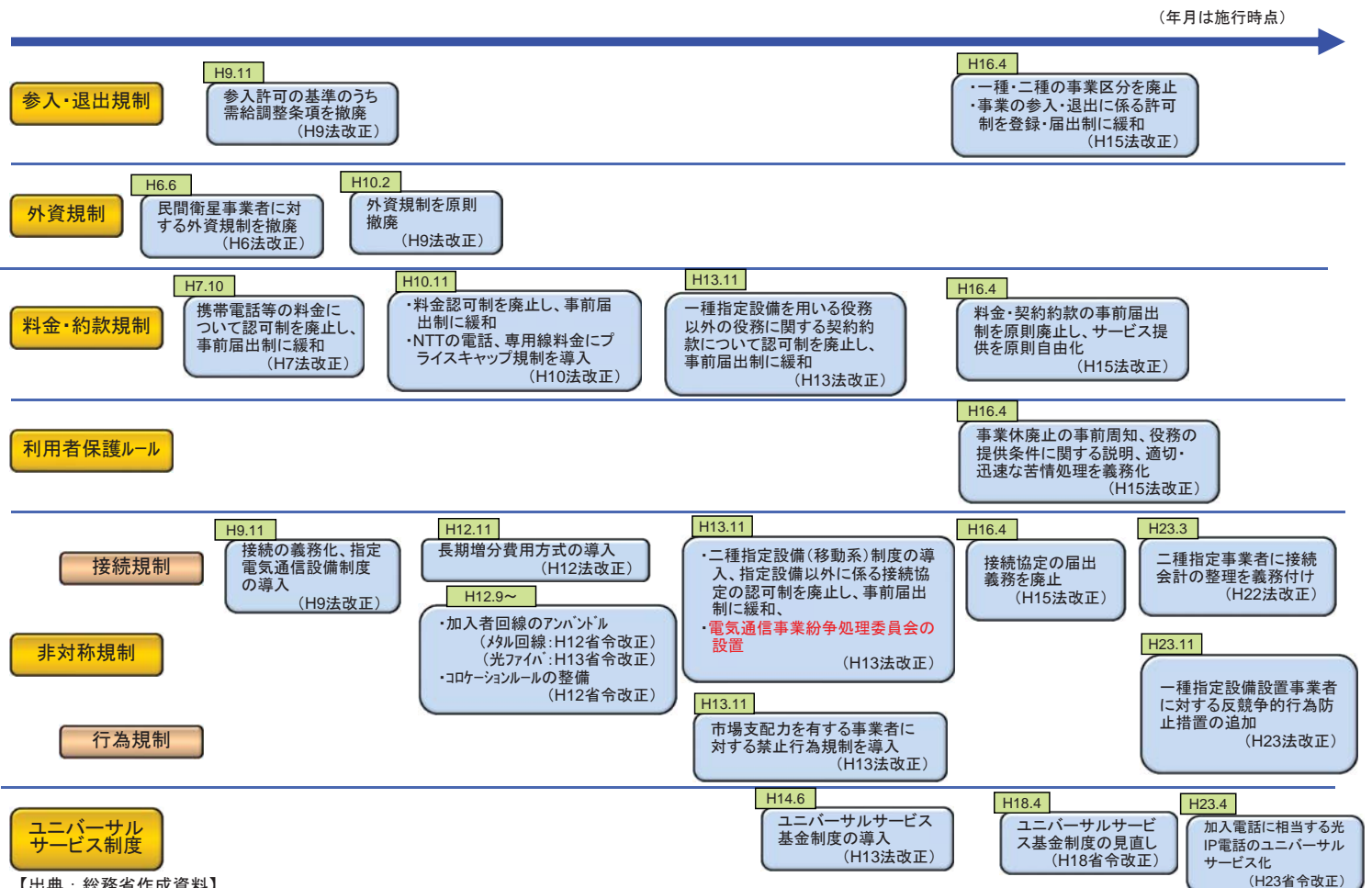
※5 移動系通信(グループ内取引調整後)に占めるMVNOサービスの契約数(MNOであるMVNOの契約数を除いた数値)の比率。

(出典)総務省調査

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 電気通信事業に関する規律の変遷
- (2) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (3) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (4) 指定電気通信設備の範囲
 - 【参考】第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)
 - 【参考】第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)
 - 【参考】第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインの策定
- (5) 電気通信事業分野における接続
- (6) 接続義務・接続拒否事由
- (7) NTT東西の接続料の算定方式
- (8) 加入者光ファイバの接続料
 - 【参考】シェアアクセス方式における「芯線単位接続料」
- (9) 加入者光ファイバ接続料の推移
- (10) モバイル接続料の推移
 - 【参考】レイヤ2接続とレイヤ3接続
- (11) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (12) 現行のNTT法の枠組み
- (13) MVNO事業化ガイドラインの概要
- (14) SIMロック解除に関するガイドラインの概要
 - 【参考】SIMロック解除の動向
- (15) 卸電気通信役務と接続の違い
- (16) 「サービス卸」に関する新しい制度的な仕組み
 - 【参考】NTT東西による光回線の卸売り(サービス卸)

2-(1) 電気通信事業に関する規律の変遷

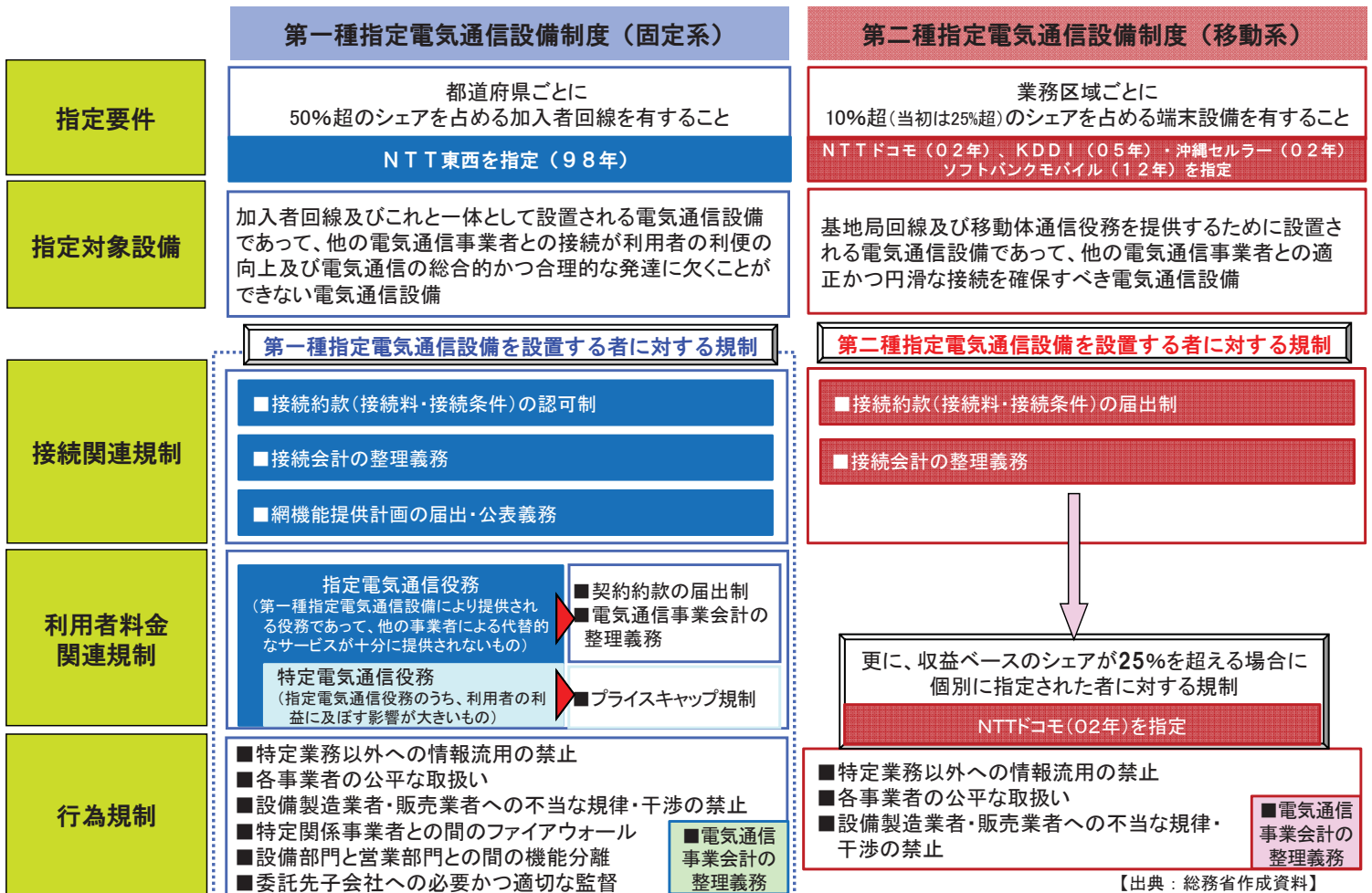


2- (2) 現行の電気通信事業法による規律の概要

電気通信事業者		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制	【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)		
料金・約款規制	原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出	
		【特定電気通信役務(※2)】 プライスカップ規制(上限価格規制)	
利用者保護	事業休止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務		
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等
ユニバーサルサービス制度	【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付		

(※1) 指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN、オフトーク等
(※2) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等
【出典:総務省作成資料をもとに作成】

2- (3) 指定電気通信設備制度の枠組み



2-(4) 指定電気通信設備の範囲

- ◆ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ◆ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- ◆ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

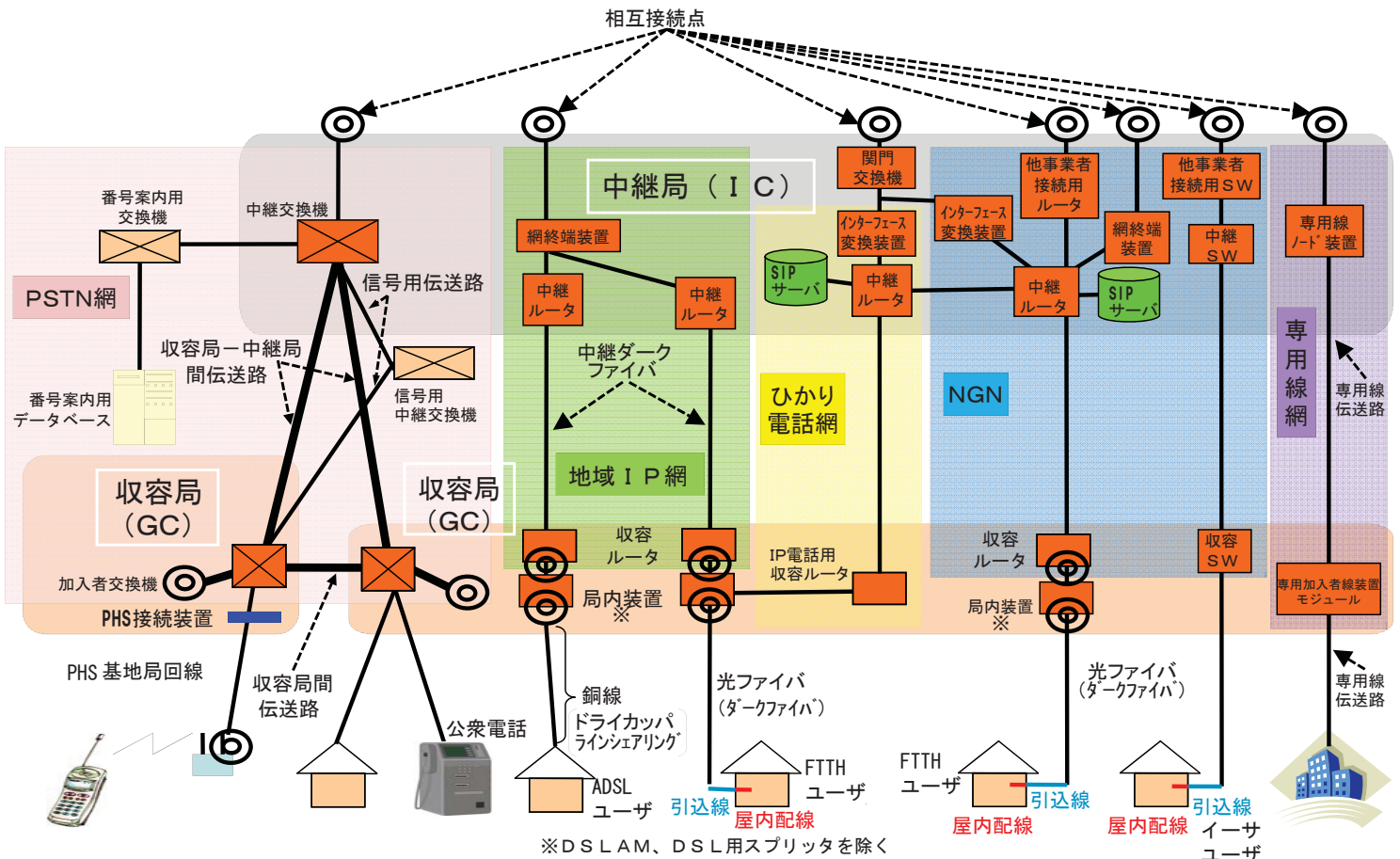
1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 (ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接收容するもの(第二種指定端末系交換設備) 2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備 4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局) 5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備 6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.~8.に掲げるものを除く。)

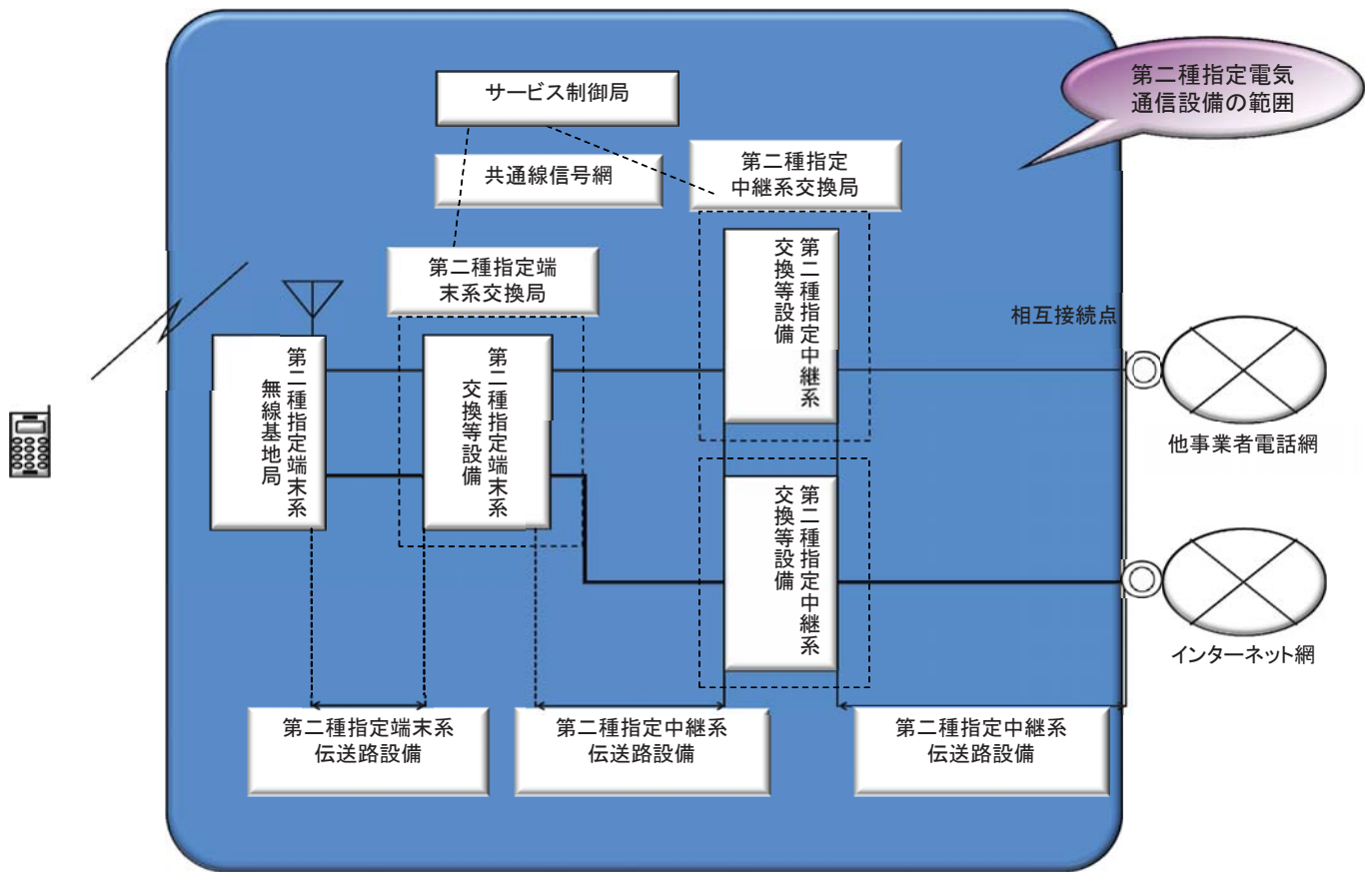
【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

【参考】 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(H18.12.15)(第1回)資料をもとに作成】

【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

【参考】 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインの策定

- ◆ 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法に係る考え方を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ◆ ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。

I. 接続料の算定方法

1. 適正な原価の算定方法



◆ 営業費は、設備への帰属が認められる一部を除いてすべて控除

2. 適正な利潤の算定方法

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

◆ 各項目について、一種指定制度と同様の算定式や考え方を明示

3. 需要の算定方法 (適正な原価 + 適正な利潤) ÷ 需要 ≧ 接続料

音声の需要：通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した総通信時間

データの需要：ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅

4. 総務省に提出する算定根拠の様式を規定

II. アンバンドルの仕組み

1. プロセスと判断基準



判断基準

- ◆ 技術的に可能か?
- ◆ 過度に経済的負担を与えないか?
- ◆ 必要性・重要性の高いサービスか?
- ◆ 需要の立上げ期にないサービスか?

合意形成が困難
⇒ 最終判断

他事業者からの具体的な申込み

2. 「注視すべき機能」に該当する機能を規定 (定期的に見直し)

- SMS接続機能
- 携帯電話のEメール転送機能 など8機能

(注) 現在、アンバンドルされている機能は、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付け

3. 事業者間協議における留意事項を整理

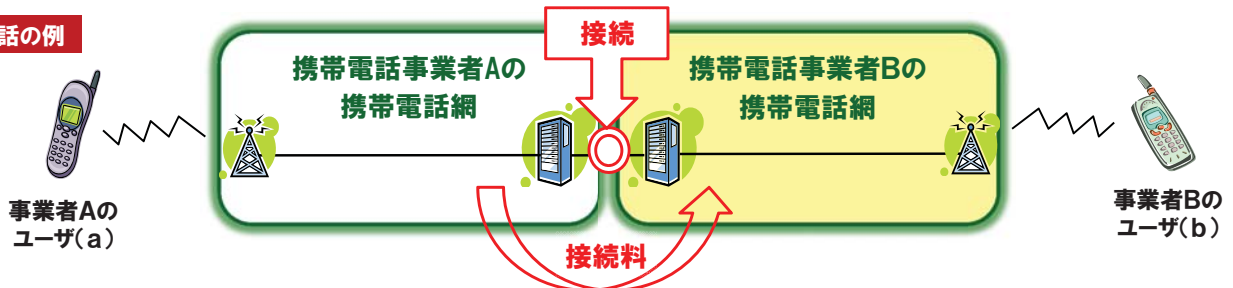
【出典：総務省作成資料】

2- (5) 電気通信事業分野における接続

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

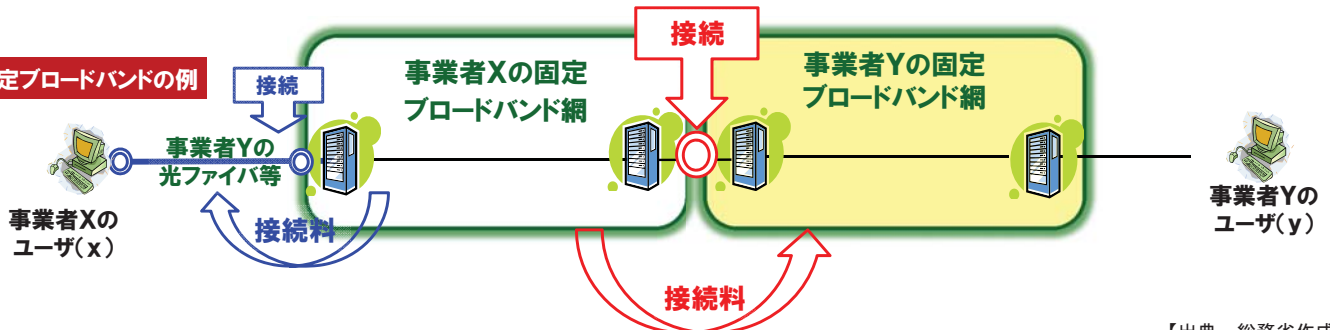
(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払う

携帯電話の例



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払う(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

固定ブロードバンドの例



【出典：総務省作成資料】

2- (6) 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならないとされている。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となるとき(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき (法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通しているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき (法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

2-(7) NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC方式)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された最も効率的なネットワークモデル(LRICモデル)に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> NGN (收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能) 加入者回線(光ファイバ)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績との乖離分については「調整額」として次期接続料原価に算入 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(銅線) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

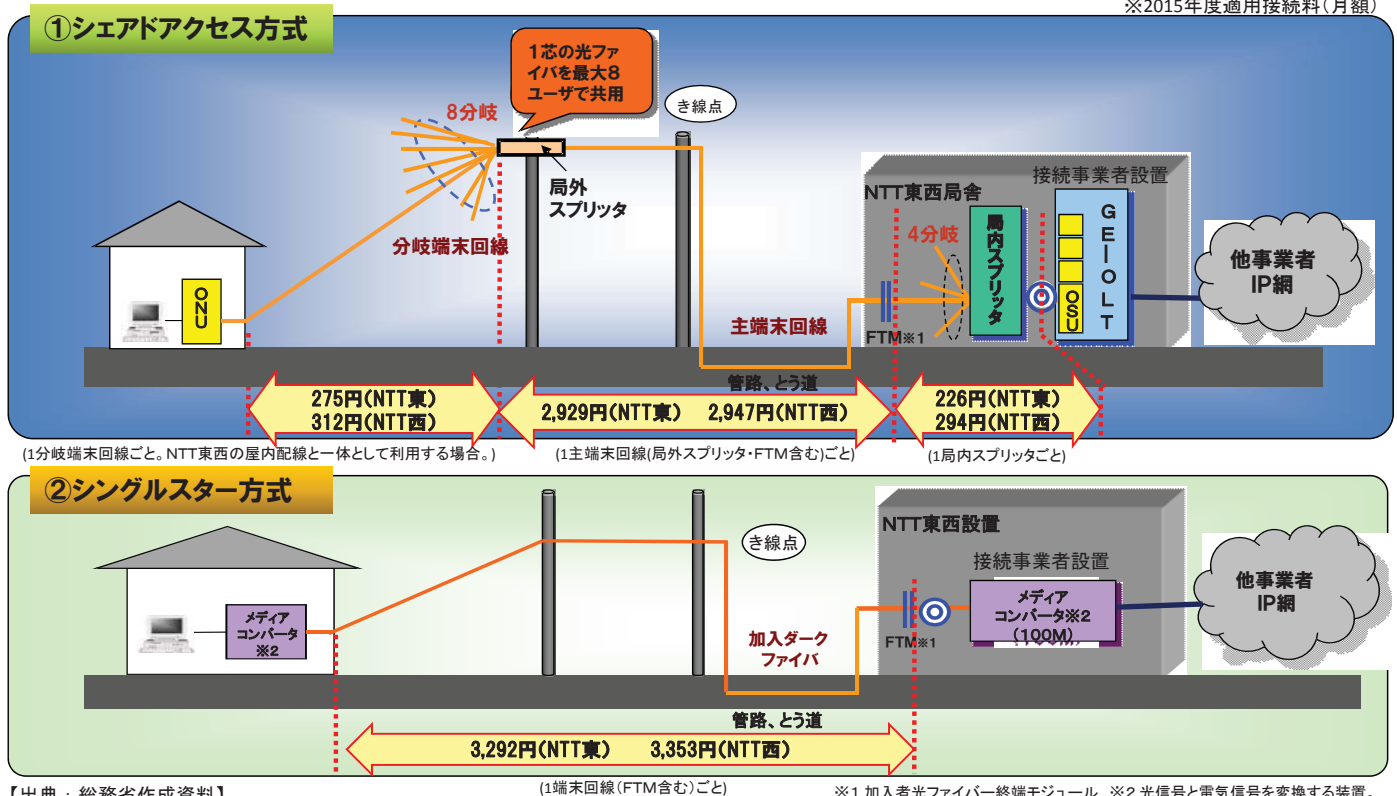
【出典：情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第22回)(H27.2.19)資料】

2-(8) 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供されている。

- ①戸建て向け(シェアドアクセス方式、局外スプリッタにおいて8分岐し、分岐端末回線と接続する方式)
- ②集合住宅向け(シングルスター方式、加入ダークファイバに接続する方式)

※2015年度適用接続料(月額)



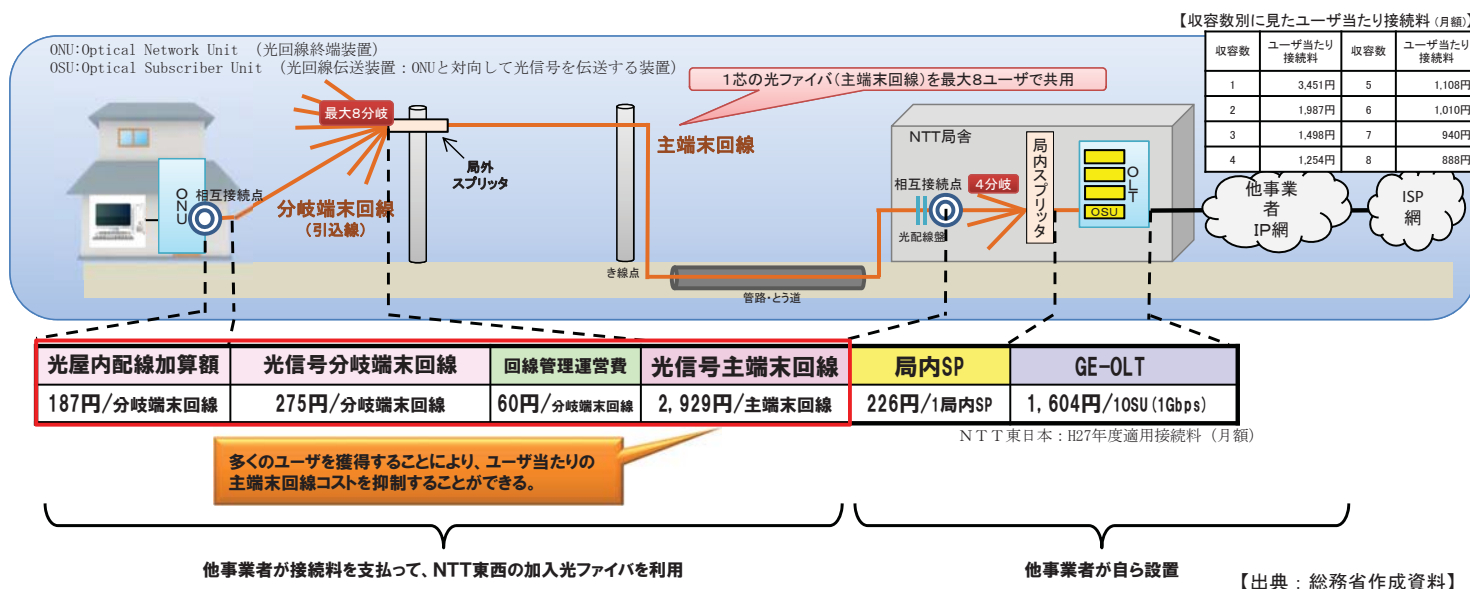
【出典：総務省作成資料】

【参考】シェアドアクセス方式における「芯線単位接続料」

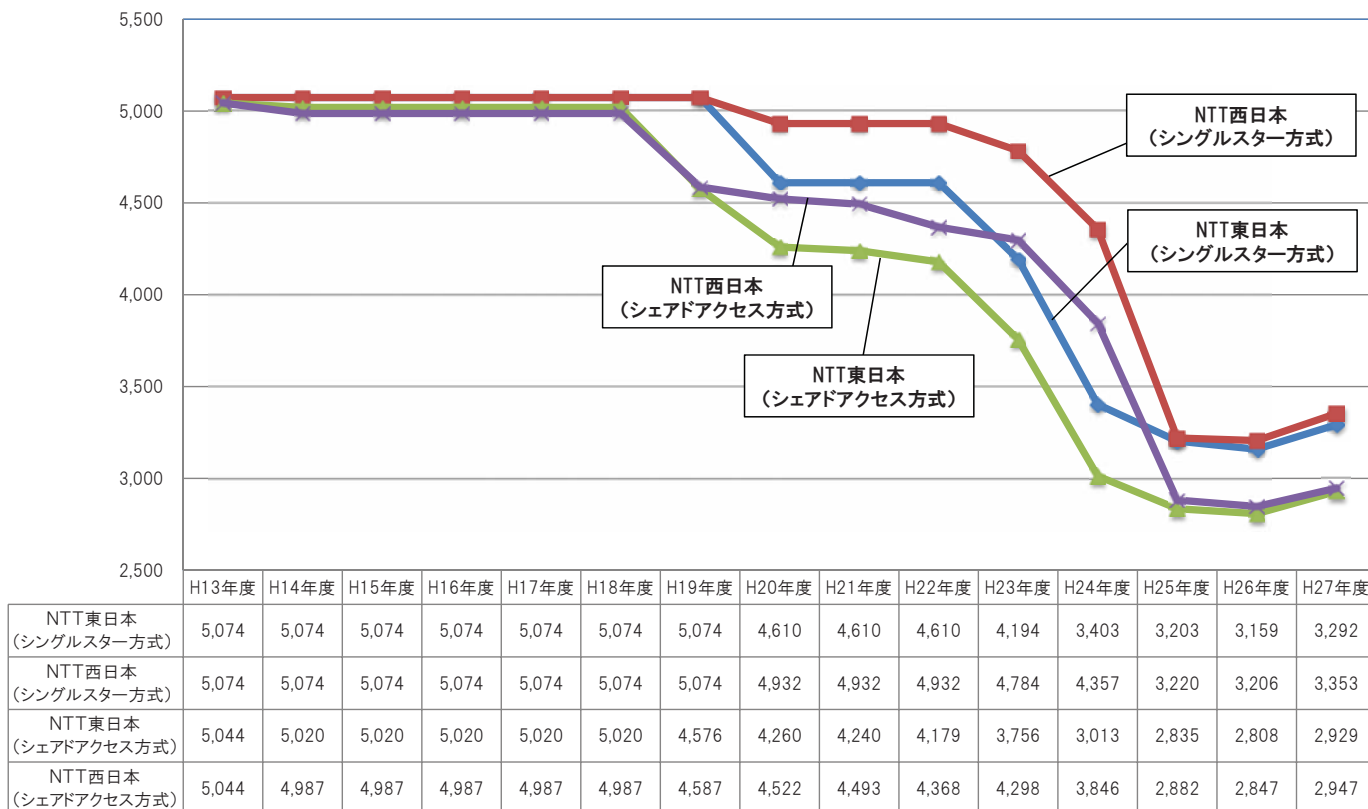
- NTT東西のシェアドアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要**になる。

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

- このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定**している(「芯線単位接続料」)。



2-(9) 加入光ファイバ接続料の推移

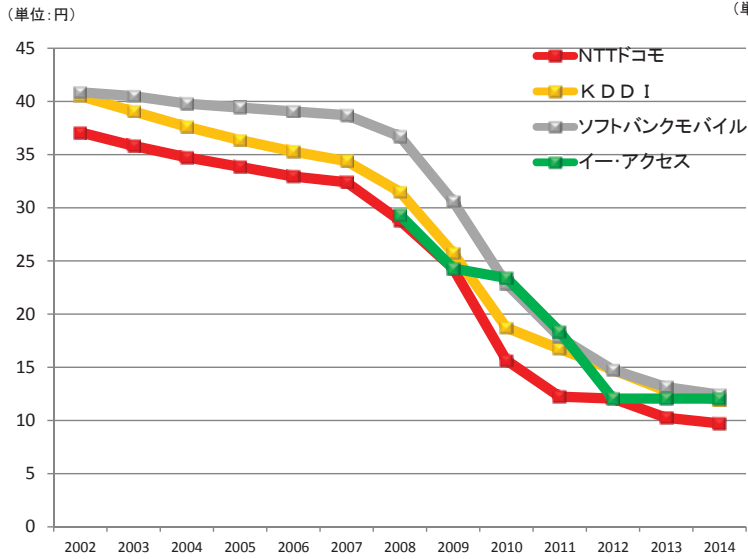


※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(01年度～07年度)又は3年間(08年度～10年度)、(11年度～13年度)、(14年度～16年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

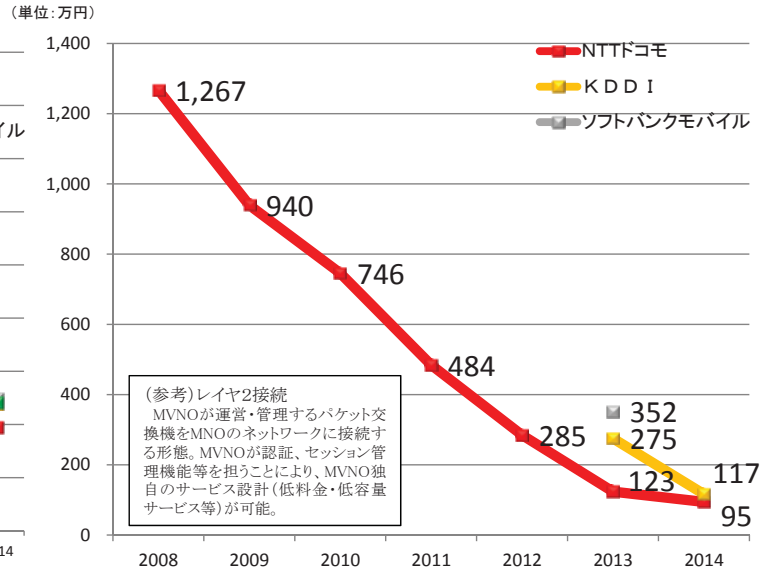
※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(06年度までは将来原価方式、07年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-(10) モバイル接続料の推移

音声接続料(区域内)の推移(3分当たり)



データ接続料の推移(レイヤ2接続、10Mbps当たり・月額)



年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
NTTドコモ	37.08	35.82	34.74	33.84	32.94	32.4	28.8	24.3	15.66	12.24	12.06	10.26	9.72
KDDI	40.5	39.06	37.62	36.36	35.28	34.38	31.5	25.74	18.72	16.74	14.76	12.78	11.88
SBM	40.86	40.5	39.78	39.42	39.06	38.7	36.72	30.6	22.86	17.82	14.76	13.14	12.42
YM(IBEI) ※1	—	—	—	—	—	—	29.34	24.3	23.4	18.36	12.06	12.06	12.06

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
NTTドコモ	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911	945,059
KDDI	—	—	—	—	—	2,751,142	1,166,191
SBM	—	—	—	—	—	3,517,286	※2

※ 各年度の音声接続料は、概ね各年度末に「前年度実績値」に基づき算定された接続料の変更届出がなされ、各年度の期首に遡及して精算される。

各年度のデータ接続料については、2014年3月の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正により、概ね各年度末に「前年度実績値」に基づき算定された接続料の変更届出がなされ、前年度の期首に遡及して精算される。

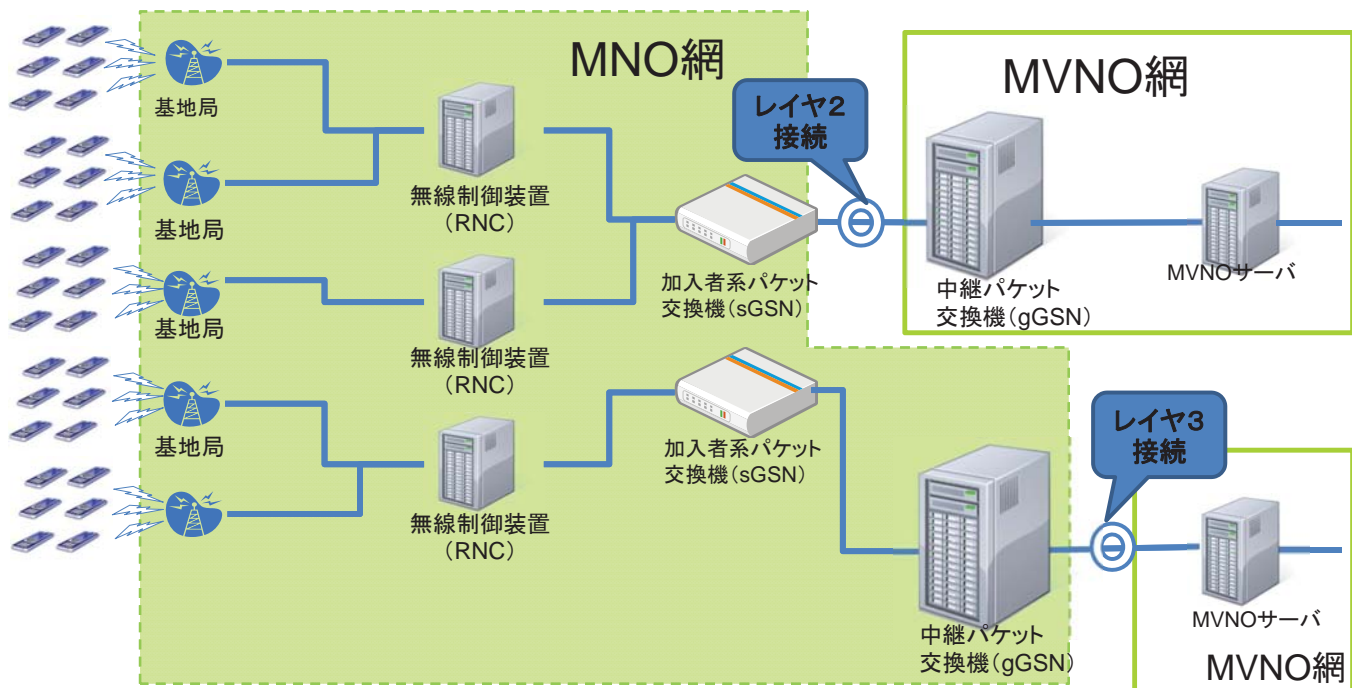
※1 2013年度にウィルコムと合併・商号変更の上、ワイモバイルへ。2015年4月1日付けでワイモバイルがソフトバンクモバイルへ吸収合併され、2015年以降はソフトバンクモバイルの旧ワイモバイル網に係る接続料となる。

※2 2015年3月31日現在料金変更届出はなされていない。

【出典：総務省作成資料】

【参考】レイヤ2接続とレイヤ3接続

- レイヤ2接続とレイヤ3接続の違いは、「中継パケット交換機」をMNOとMVNOのどちらが管理・運営しているかの違い(レイヤ2接続: MVNOが管理・運営、レイヤ3接続: MNOが管理・運営)。
- 中継パケット交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担っており、レイヤ2接続では、これをMVNOが管理・運営するため、MVNOのサービス設計の自由度が高くなる。



【出典：総務省作成資料】

2-(11) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）
第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモを指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第7回)(H19.5.25)資料】

2-(12) 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典：総務省作成資料】

2-(13) MVNO事業化ガイドラインの概要

- 電波の有限希少制により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2007年・2008年・2012年・2013年改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

【出典：総務省作成資料】

2-(14)「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月22日改正)の概要

改正ガイドラインの策定

「SIMロック解除に関するガイドライン(平成22年6月策定)」について改正案を作成し、平成26年11月1日から同年12月1日までパブリックコメントを実施。これらの意見を踏まえて、平成26年12月22日に改正ガイドラインを公表。

考え方、解除の方法等

- 電気通信事業者が正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示。
- SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- SIMロック解除の手続は、可能な場合はインターネット経由や電話による手続を行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則*。

* ただし、端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の措置を講じることは可能。

事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続を定めた運用方針を予め定め公表。

留意すべき事項

事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、②SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定。

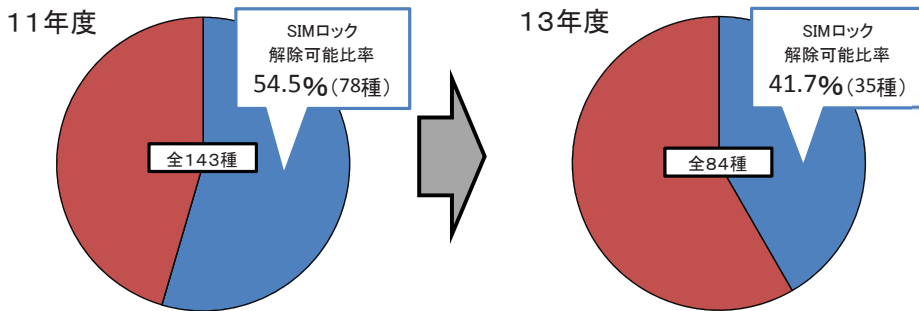
ガイドラインの適用等

- ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
- 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じてガイドラインを見直しとともに、所要の対応を実施。

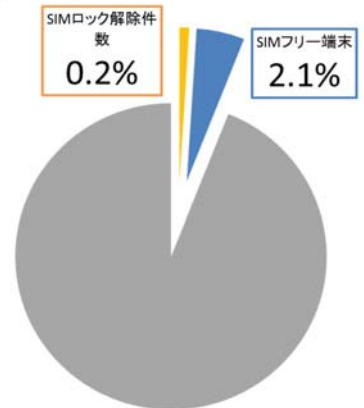
【参考】SIMロック解除の動向

過去3年間で携帯電話事業者4者の端末のラインナップが143種から84種へと少なくなるのに伴い、SIMロック解除可能な端末の比率も55%から42%へ減少。

SIMロック解除可能な端末の比率 (携帯4社全体)

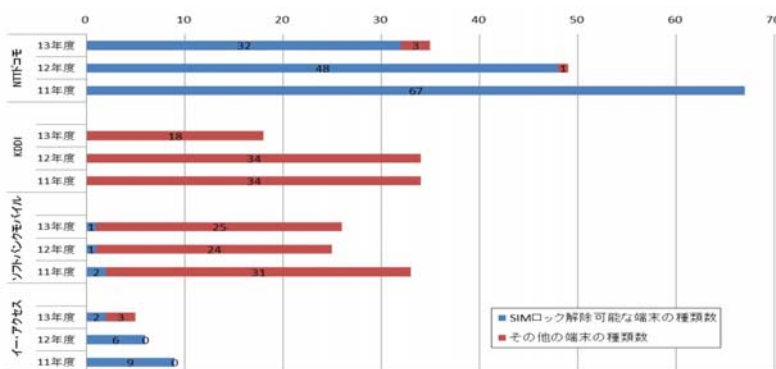


携帯電話契約数 (2014年3月末)におけるSIMロック解除件数※比率



出所: 総務省資料

【参考】SIMロック解除可能な端末の種類数 (各社別)



出所: 競争評価2013事業者アンケート

【出典: 総務省作成資料】

2- (15) 卸電気通信役務と接続の違い

- 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能。

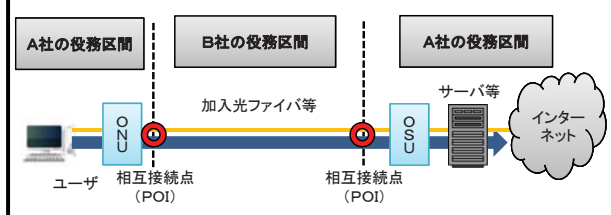
接続方式

当事者による選択が可能

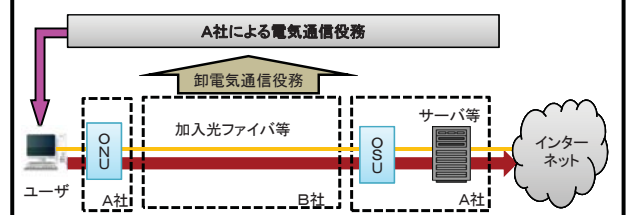
卸役務

概要

自らの電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を相互に接続し、それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方式



一方の電気通信事業者が、利用者としての立場で、他方の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受け、前者が、利用者に対し、これを再販する方式



提供/接続に係る義務

- 提供すべき機能 (接続機能) は総務省令で規定
- **接続応諾義務あり**
- 不当な差別的取扱いは**業務改善命令の対象**

- どの役務を提供するかは事業者間で決定
- **役務提供義務なし**(※1)
- 不当な差別的取扱いは業務改善命令や**禁止行為規制の対象**

料金・条件に係る義務

- 一種指定事業者の場合 **認可を受けた接続約款に基づき協定を締結することが必要**

- **相対取引により個別に契約を締結することが可能**(※2)

※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

【出典: 総務省作成資料】

2-(16) 「サービス卸」に関する新しい制度的な仕組み

「サービス卸」の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性の確保の観点等から、現行法での規律に加え、新しい制度的な仕組みを講ずることとする。

1. 公平性、適正性及び透明性を確保するための措置

- (1) NTT東西が、公正競争への影響が大きい卸役務を行う際、主要事業者との個別契約について事後に届け出る仕組み
- (2) (1)による届出を受けた後、総務省においてその内容を整理し、必要に応じ、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、届出を受けた内容について、審議会に報告を行いその結果を公表する仕組み

2. 市場の動向等を把握・検証するための措置

- (1) NTT東西は、都道府県別の「サービス卸」の利用実態について総務省に報告を行い、総務省は、これに基づき、「サービス卸」に係る市場動向を分析し、定期的に公表。
- (2) 総務省は、このたび行う制度的な措置について、必要に応じ、3年後を目途に検証することとする。

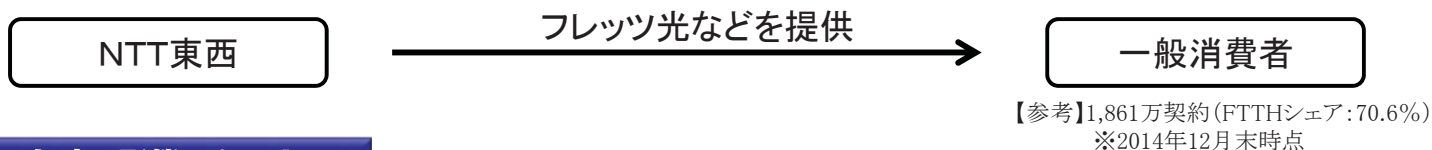
3. 現行法の業務改善命令や禁止行為規制等の解釈指針(ガイドラインの策定)

「サービス卸」に関する現行法の適用関係を明確化する(現行法上、問題となり得る行為を例示する)ことにより、公正な競争環境を整備するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、「サービス卸」に関するガイドラインを平成27年2月27日に策定。

【出典：総務省作成資料】

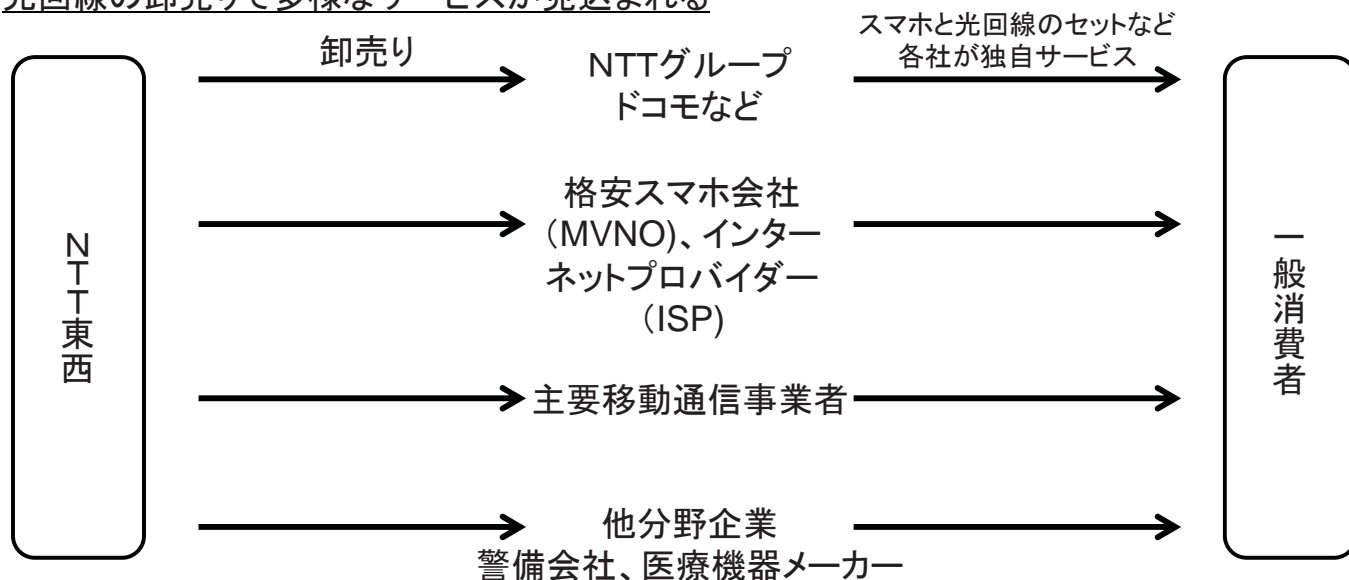
【参考】 NTT東西による光回線の卸売り(サービス卸)

現在 (NTT東西による直接販売)



卸売り形態になると

→光回線の卸売りで多様なサービスが見込まれる

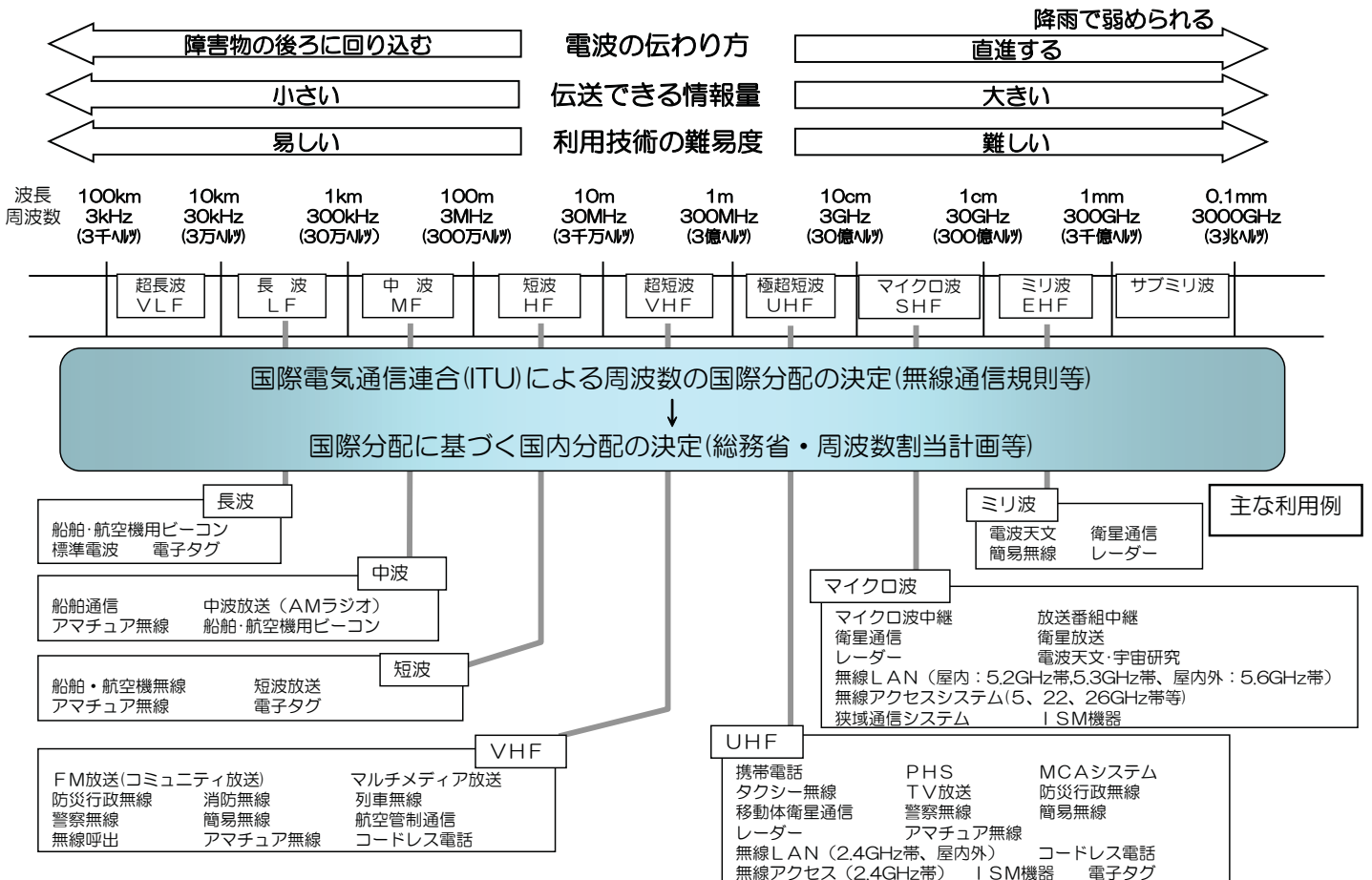


【出典：総務省作成資料】

3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の使用状況
- (2) 電波の利用形態
- (3) 携帯電話等の発展
- (4) 第5世代移動通信システム推進ロードマップ

3- (1) 我が国の電波の使用状況



【出典：総務省作成資料】

3- (2) 電波の利用形態

周波数	3kHz	30kHz	300kHz	3MHz	30MHz	300MHz	3GHz	30GHz	300GHz	3000GHz
	(3千Hz)	(3万Hz)	(30万Hz)	(300万Hz)	(3千万Hz)	(3億Hz)	(30億Hz)	(300億Hz)	(3千億Hz)	(3兆Hz)
波長	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm
	超長波 VLF	長波 LF	中波 MF	短波 HF	超短波 VHF	極超短波 UHF	マイクロ波 SHF	ミリ波 EHF	サブ ミリ波	赤外線 可視光 紫外線

主な利用分野	船舶・航空機用ビーコン 標準電波	船舶通信 AMラジオ 航空機用ビーコン	船舶・航空機無線 アマチュア無線 短波放送	防災行政無線 消防・警察無線 航空管制通信 FM放送	携帯電話・PHS 広帯域移動無線 アクセスシステム 無線LAN 地上デジタル放送 衛星測位、衛星通信	携帯電話 無線LAN 衛星通信 衛星放送	衛星通信 衝突防止レーダー(車)	環境計測 (センシング)
--------	---------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	---	-------------------------------	---------------------	-----------------

[携帯電話等への割当て状況]

事業者	合計 (周波数幅)		契約数シェア※1 (H26.12末)	周波数帯							
				700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.5 GHz帯
NTTドコモ	200MHz	200MHz	42.2%	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	40MHz
KDDI	150MHz	200MHz	28.4%	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
UQコミュニケーションズ	50MHz			—	—	—	—	—	—	50MHz	—
ソフトバンクモバイル	130MHz	241.2 MHz	29.4%	—	—	30MHz	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
ワイモバイル※2 (旧イー・アクセス)	50MHz			20MHz	—	—	30MHz	—	—	—	—
ワイモバイル※2 (旧ウィルコム)	31.2MHz			—	—	—	—	31.2MHz	—	—	—
ワイヤレス・シティ・プランニング	30MHz			—	—	—	—	—	—	30MHz	—

※1 契約数シェアはグループ内取引調整後のもの ※2 イー・アクセスとウィルコムは平成26年6月1日に合併

【出典：総務省作成資料】

3- (3) 携帯電話等の発展

1. 携帯電話

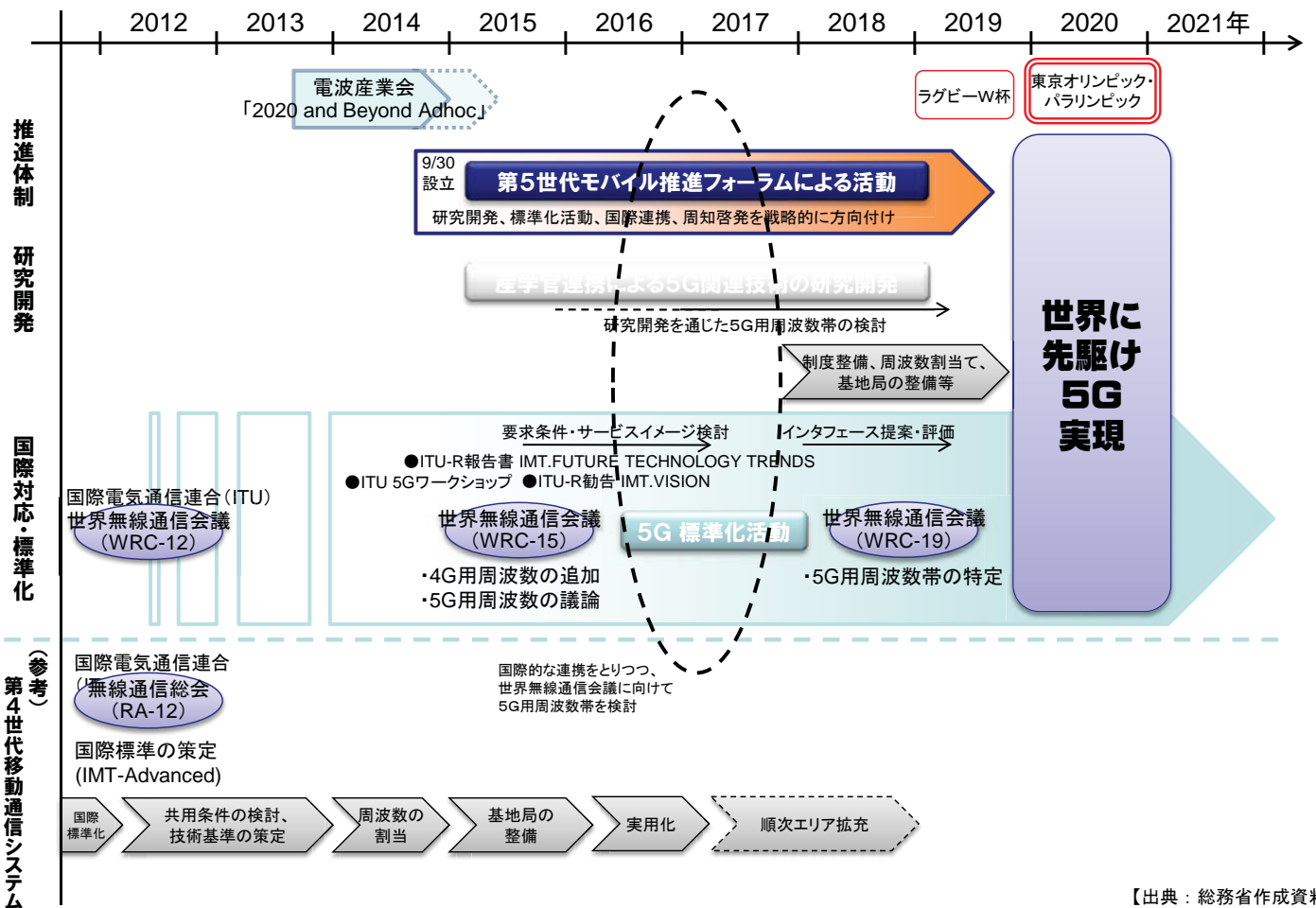
	第1世代 (1980年代)	第2世代 (1993年(平成5年)～)	第3世代 (2001年(平成13年)～)	第3世代(IMT) 3.5世代 (2006年(平成18年)～)	3.9世代 (2010年(平成22年)～)	第4世代 (IMT-Advanced) (2015年(平成27年)頃)	
スピード(情報量)		数kbps	384kbps	14Mbps	100Mbps	高速移動時 100Mbps 低速移動時 1Gbps (光ファイバと同等)	
主なサービス	音声	メール インターネット接続	音楽、ゲーム、映像配信			動画	
通信方式	各国毎に別々の方式 (アナログ)	各国毎に別々の方式 (デジタル) PDC(日本) GSM(欧州) cdmaOne(北米)	【世界標準方式(デジタル)】 W-CDMA CDMA2000 HSPA EV-DO			LTE(※) (※) Long Term Evolution	① LTE-Advanced
備考		平成24年7月に終了			900MHz帯 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成24.7～サービス開始) 700MHz帯 イー・アクセス、NTTドコモ、 KDDIグループへ割当て (平成27年頃サービス開始)	平成24年1月、国際電 気通信連合(ITU)におい て2方式の標準化が完了 3.5GHz帯 NTTドコモ、KDDIグループ、ソフ トバンクモバイルへ割当て (平成28年頃サービス開始)	

2. その他

無線アクセス	【屋外等の比較的広いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】		100Mbps
通信方式	BWA(※) (2009年(平成21年)～) WiMAX、XGP 20～40Mbps		高度化BWA 2011年(平成23年)～ WiMAX2+、AXGP 100Mbps～
無線LAN(Wi-Fi)	【家庭内など比較的狭いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】		超高速 無線LAN
スピード(情報量)	11Mbps	54Mbps	300Mbps

【出典：総務省作成資料】

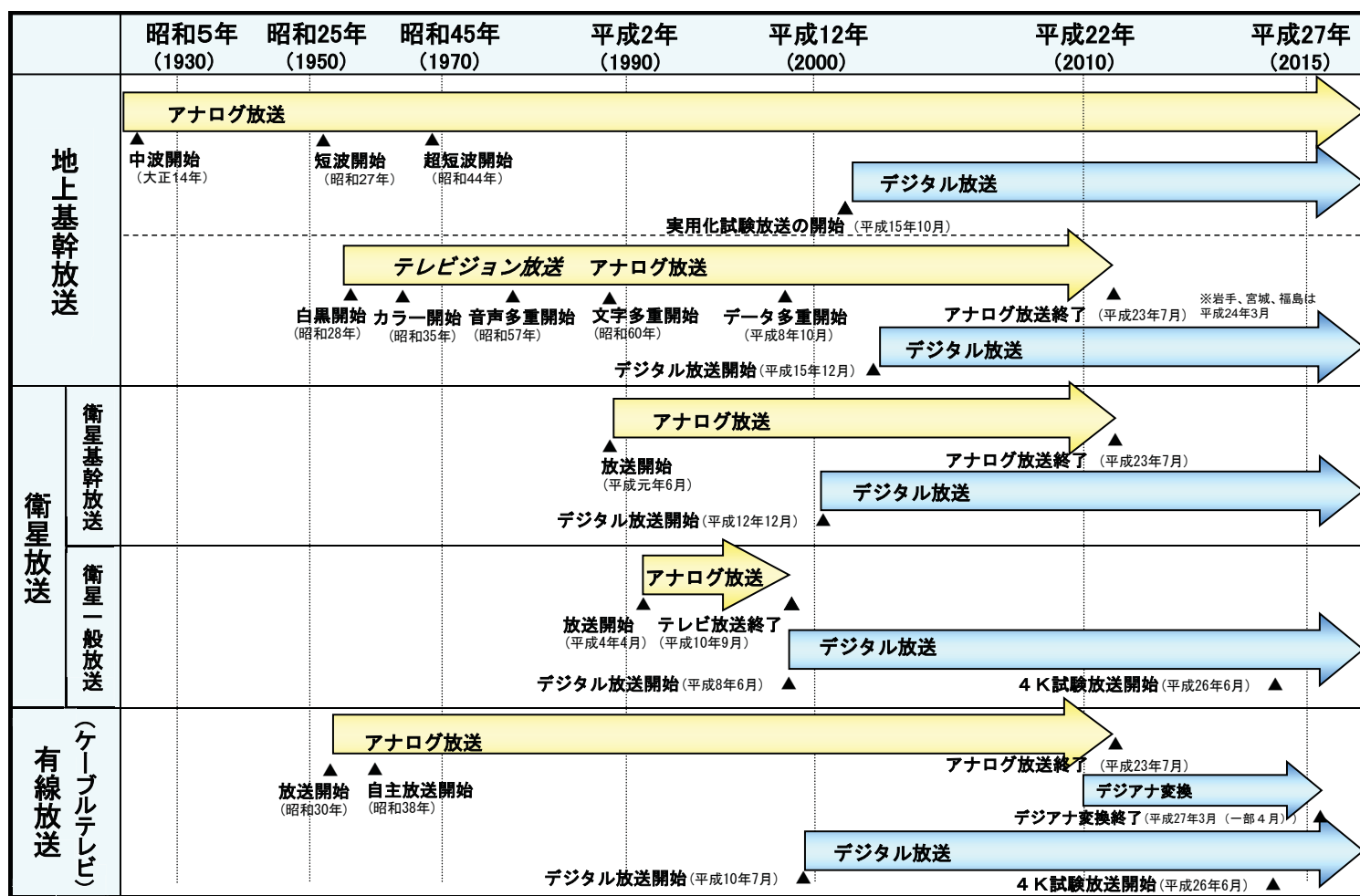
3-(4) 第5世代移動通信システム推進ロードマップ



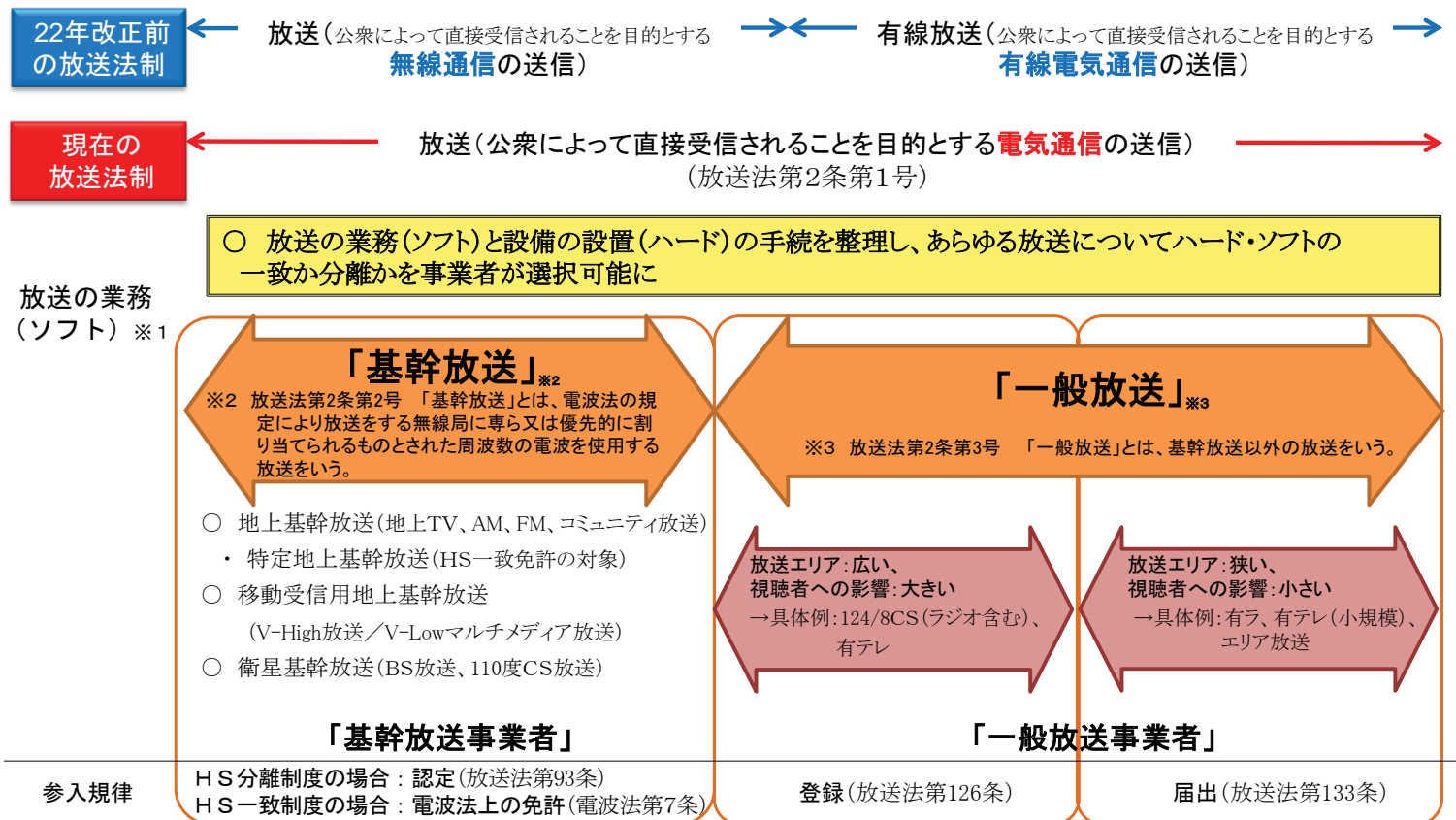
4 放送事業の動向

- (1) 我が国の放送メディアの進展
- (2) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- (3) 放送対象地域
- (4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)
- (5) 放送メディアの市場規模
- (6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (7) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (8) ケーブルテレビの普及状況
- (9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (10) 区域外再放送の問題
- (11) 再放送同意と大臣裁定
- (12) 再放送同意に係る紛争処理手続きの比較

4-(1) 我が国の放送メディアの進展



4-(2) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化



※1 ハード・ソフト分離のハード事業者は、「基幹放送局提供事業者」として、電気通信事業法の適用が除外された上で、放送法による特別な役務提供義務が課される。（電気通信事業法第2条、放送法第117条）

【出典：総務省作成資料】

4-(3) 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定

(2) 具体例（地上テレビジョン放送）

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他：上記以外の各都道府県

【出典：総務省作成資料】

4-(4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)

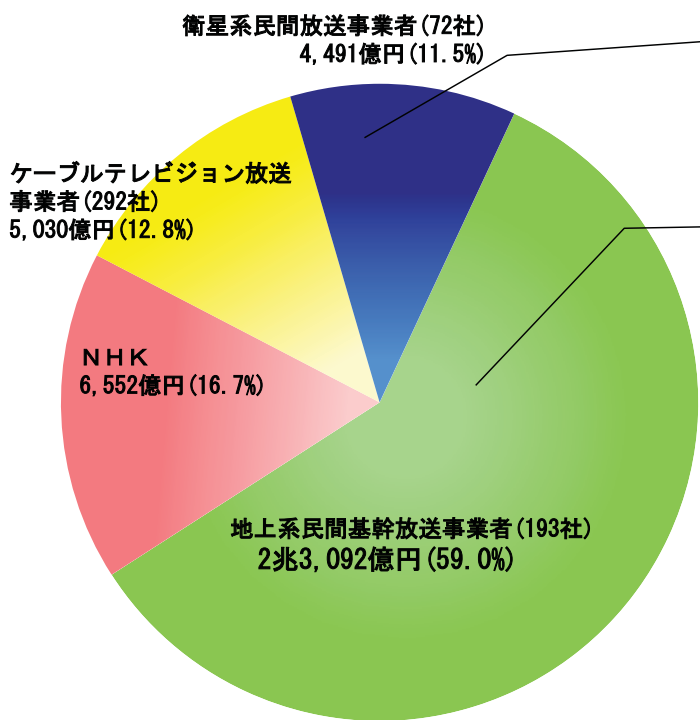
放送事業者	JNN(28局)	NNN(30局)	FNN(28局)	ANN(26局)	TXN(6局)	その他(13局)
北海道	北海道放送		北海道文化放送	北海道テレビ放送	テレビ北海道	独立U局
青森	青森放送	青森テレビ放送		青森放送		
岩手	岩手放送	岩手テレビ放送	岩手めんこいテレビ	岩手放送		
宮城	東北放送	東北テレビ放送	仙台放送	東北放送		
秋田	秋田放送	秋田テレビ放送	さくらんぼテレビ	秋田放送		
山形	テレビ山形	山形放送		山形放送		
福島	TBSテレビ	日本テレビ放送	フジテレビジョン	テレビ福島	テレビ福島	東北ケーブルテレビジョン
東京						テレビ東京
群馬						テレビ群馬
栃木						テレビ栃木
茨城						テレビ茨城
埼玉						テレビ埼玉
千葉						テレビ千葉
神奈川						テレビ神奈川
新潟						テレビ新潟
長野						テレビ長野
山梨						テレビ山梨
静岡						テレビ静岡
富山						テレビ富山
石川						テレビ石川
福井						テレビ福井
愛知						テレビ愛知
岐阜						テレビ岐阜
三重						テレビ三重
大分						テレビ大分
滋賀						テレビ滋賀
京都						テレビ京都
奈良						テレビ奈良
兵庫						テレビ兵庫
和歌山						テレビ和歌山
鳥取						テレビ鳥取
島根						テレビ島根
岡山						テレビ岡山
香川						テレビ香川
徳島						テレビ徳島
愛媛						テレビ愛媛
高知						テレビ高知
広島						テレビ広島
山口						テレビ山口
福岡						テレビ福岡
佐賀						テレビ佐賀
長崎						テレビ長崎
熊本						テレビ熊本
大分						テレビ大分
宮崎						テレビ宮崎
鹿児島						テレビ鹿児島
沖縄						テレビ沖縄

【出典：総務省作成資料】

4-(5) 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、平成25年度において、3兆9,166億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が59.0%、NHKが16.7%、ケーブルテレビジョン放送事業者が12.8%、衛星系民間放送事業者が11.5%を占めている。

放送メディアの収入 平成25年度 3兆9,166億円



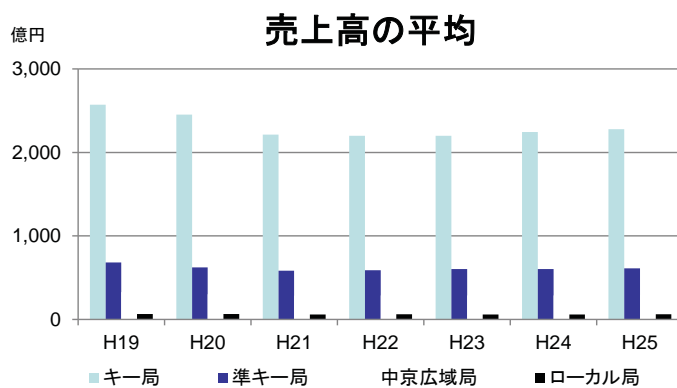
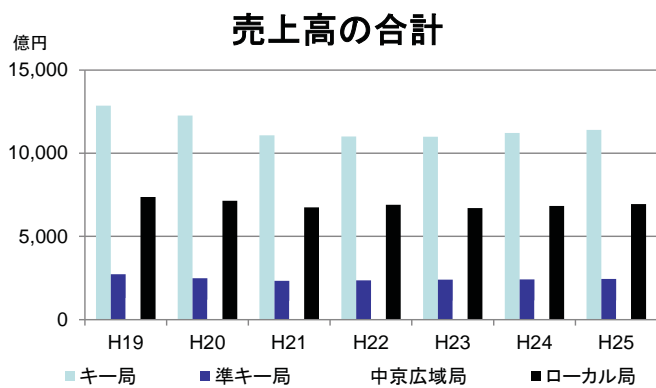
【衛星系民間放送事業者内訳】	
衛星基幹放送(BS放送)(20社)	1,783億円(4.6%)
衛星基幹放送(東経110度CS放送)(23社)	674億円(1.7%)
衛星一般放送(46社)	2,033億円(5.2%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】	
テレビジョン放送単営(94社)	1兆8,574億円(47.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営(33社)	3,360億円(8.6%)
その他(※)単営(66社)	1,157億円(3.0%)
※…AM(14社)、短波(1社)及びFM(51社)	

- (注1) ()内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
 小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
 (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
 (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の經常事業収入。
 (注4) 放送大学学園を除く。
 (注5) 「ケーブルテレビジョン放送事業者」とは、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者。
 (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と110度CS放送の兼営社が4社、衛星基幹放送と衛星一般放送の兼営社が14社含まれるため、総数(72社)とは一致しない。

【出典：総務省作成資料】

4-(6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況



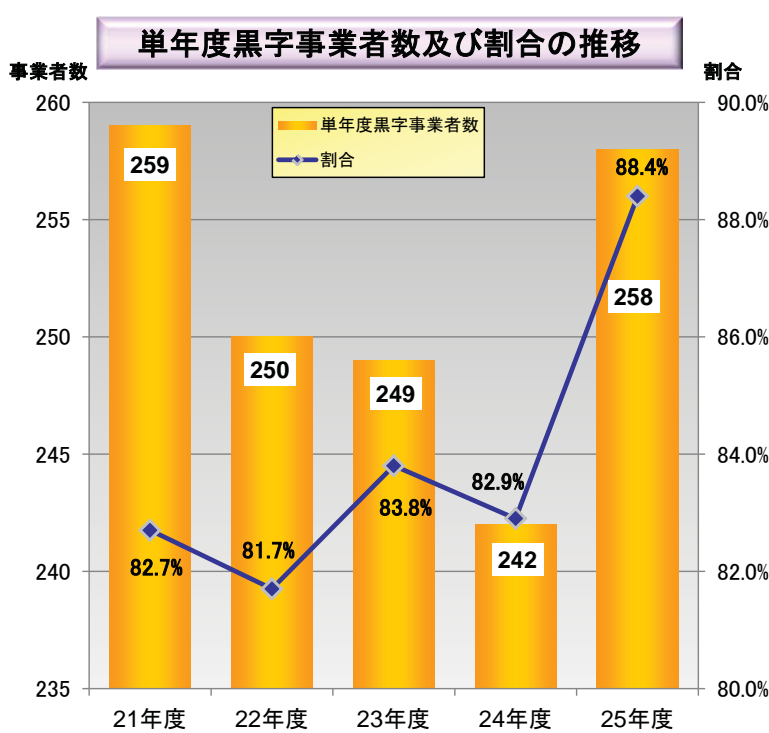
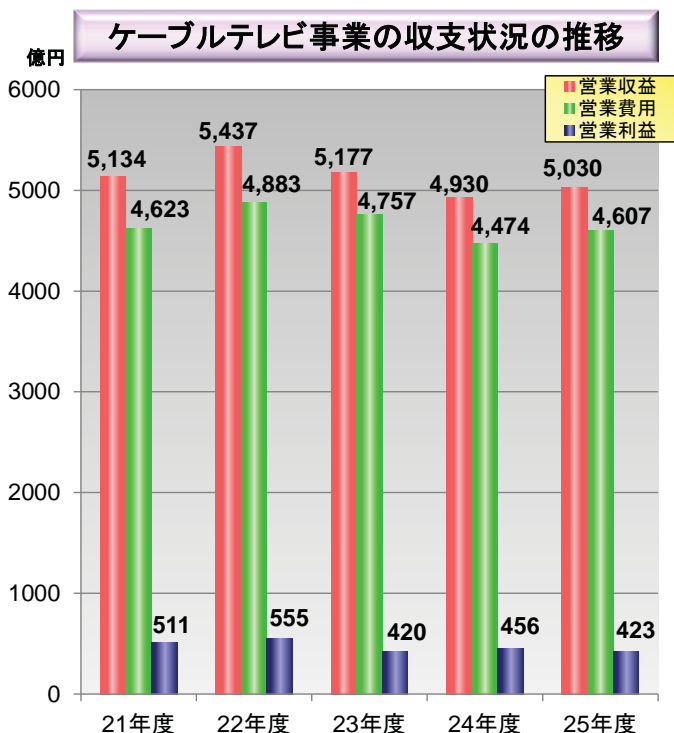
年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
基一局 (5局)	売上高	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)	11,001(2,200)	10,989(2,198)	11,219(2,244)	11,395(2,279)
	営業損益	613(123)	343(69)	343(69)	592(118)	608(122)	653(131)	660(132)
準基一局 (4局)	売上高	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)	2,360(590)	2,410(603)	2,417(604)	2,443(611)
	営業損益	53(13)	-38(-9)	66(17)	133(33)	151(38)	142(35)	144(36)
中京広域局 (4局)	売上高	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)	1,153(288)	1,151(288)	1,152(288)	1,156(289)
	営業損益	114(29)	62(16)	68(17)	108(27)	116(29)	118(30)	110(27)
ローカル局 (114局)	売上高	7,375(65)	7,140(63)	6,743(59)	6,905(61)	6,707(59)	6,832(60)	6,941(61)
	営業損益	177(2)	61(1)	108(1)	289(3)	320(3)	466(4)	548(5)

単位: 億円、()内は1社平均

【出典: 総務省作成資料】

4-(7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成25年度)

- ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用はともに減少となった。
 - 292社中258社(88.4%)が単年度黒字を計上。
- 注: 調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者292社。

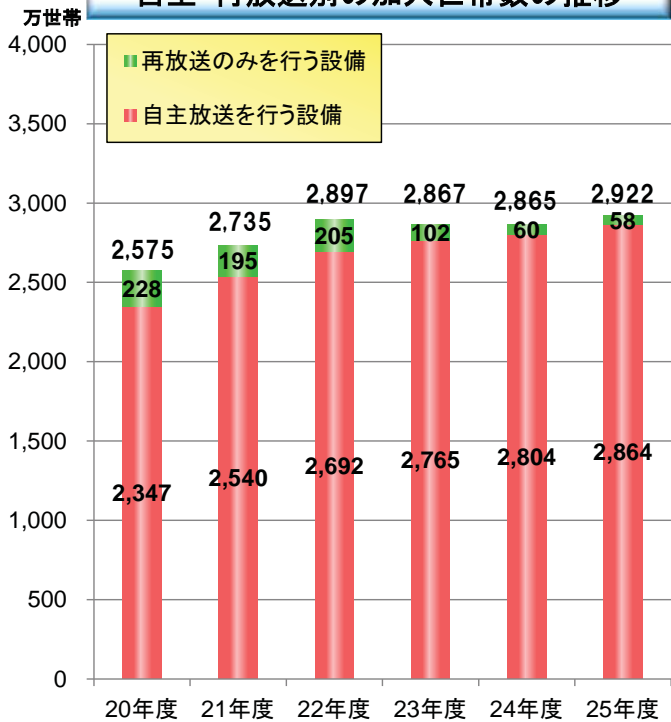


【出典: 総務省報道資料(平成25年度の民間放送事業者の収支状況(平成26年9月10日))をもとに作成】

4-(8) ケーブルテレビの普及状況(平成25年度)

- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成26年3月末で約2,864万世帯、対前年度比2.1%の増加となった。
- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数は539事業者(対前年度比1.2%減)となっている。

自主・再放送別の加入世帯数の推移



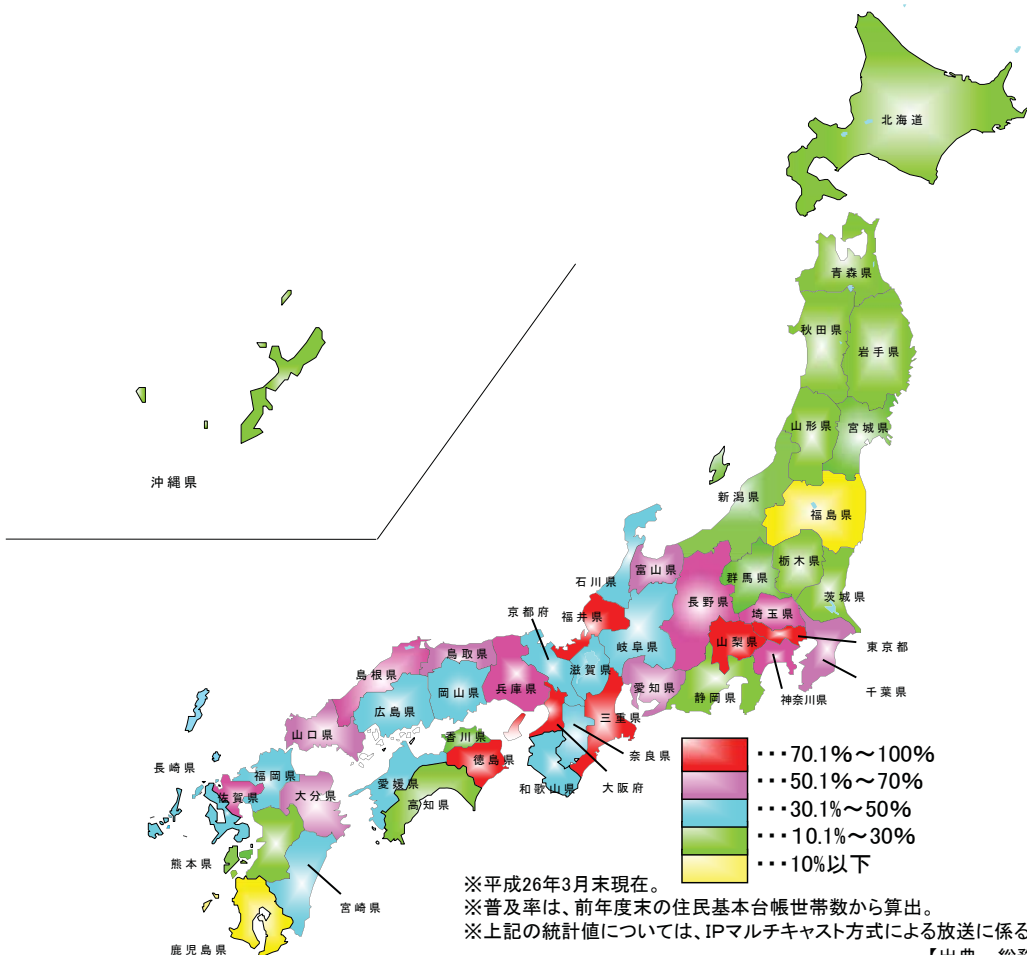
注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの設備を有する事業者数

区分	24年度	25年度	増減数	増減率	
ケーブルテレビ全体	43,123	43,841	718	1.7%	
自主放送を行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	545	539	-6	-1.1%
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [500端子以下]	114	114	0	0.0%
	小計	659	653	-6	-0.9%
	再放送のみを行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	256	253	-3
届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [51端子以上500端子以下]	14,526	14,202	-324	-2.2%	
届出(小規模のものに限る。)に係る有線電気通信設備 [50端子以下]	27,682	28,733	1,051	3.8%	
小計	42,464	43,188	724	1.7%	

【出典：総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H26.6))をもとに作成】

4-(9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	22.9%	滋賀県	35.6%
青森県	18.6%	京都府	38.0%
岩手県	19.4%	大阪府	86.5%
宮城県	28.1%	兵庫県	69.7%
秋田県	16.0%	奈良県	42.6%
山形県	16.9%	和歌山県	36.1%
福島県	3.9%	鳥取県	63.0%
茨城県	21.4%	島根県	54.2%
栃木県	22.9%	岡山県	34.7%
群馬県	13.6%	広島県	30.0%
埼玉県	59.5%	山口県	58.8%
千葉県	60.8%	徳島県	88.3%
東京都	80.9%	香川県	27.1%
神奈川県	66.8%	愛媛県	35.7%
新潟県	21.3%	高知県	24.0%
富山県	64.1%	福岡県	45.5%
石川県	45.2%	佐賀県	63.1%
福井県	72.9%	長崎県	35.9%
山梨県	82.4%	熊本県	26.3%
長野県	53.2%	大分県	62.9%
岐阜県	33.8%	宮崎県	42.7%
静岡県	27.2%	鹿児島県	7.2%
愛知県	54.9%	沖縄県	21.3%
三重県	74.7%	全国	51.5%

【出典：総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H26.6))】

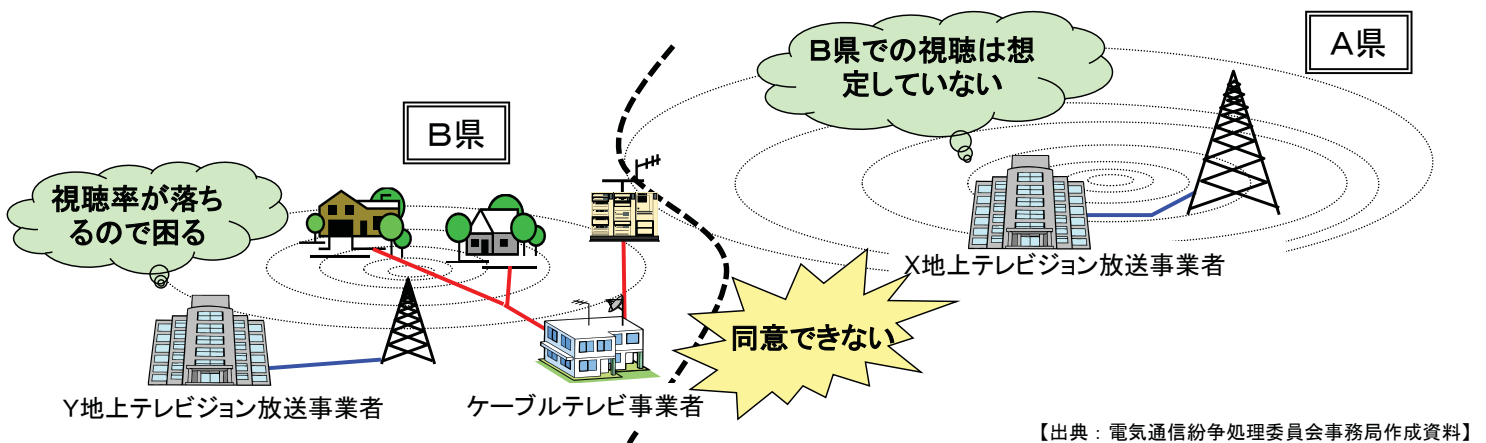
4-(10) 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上テレビジョン放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

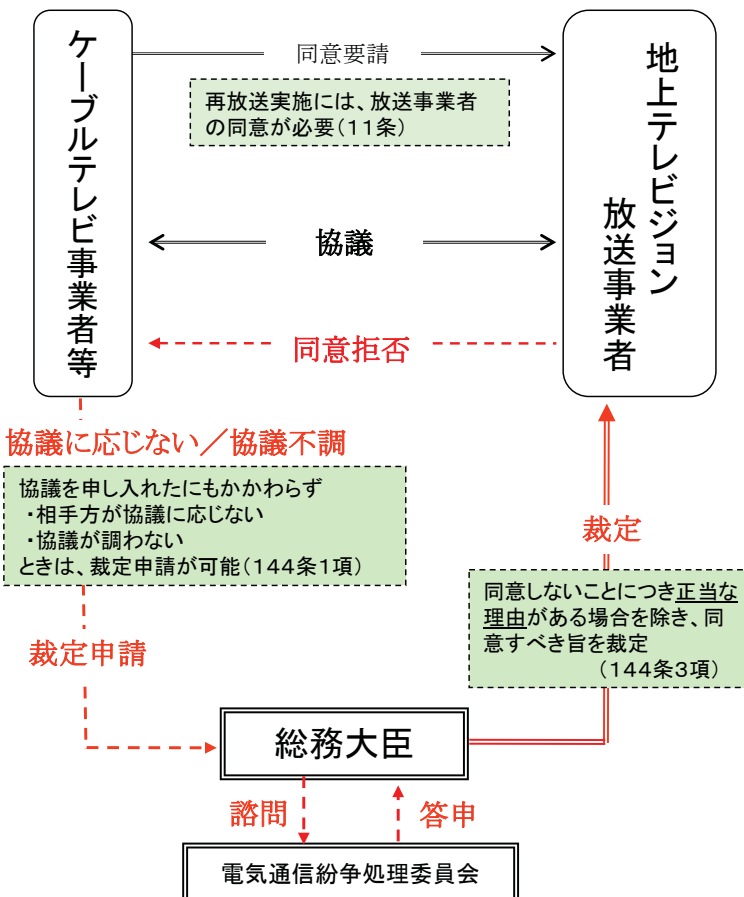
(地上テレビジョン放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

→ A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-(11) 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(*)による「正当な理由」の解釈

- 1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - ② 意に反して、異時再放送される場合
 - ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - ⑤ 良質な再放送が期待できない場合
 - 2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

4-(12) 再放送同意に係る紛争処理手続の比較

	放送法に基づく大臣裁定	委員会によるあっせん	委員会による仲裁
紛争処理を行う主体	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせん委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の手続/要件	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者等が申請できる。 放送法に規定される協議手続等の申請要件を満たすかどうか判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者(ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者)の一方からでも申請できる。 申請について委員会から通知し、相手方当事者が拒否しなければ手続を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者の双方が申請する必要がある。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて相手方当事者が申請することも可)
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 同意をしない「正当な理由」がある場合を除き同意裁定。 「正当な理由」の解釈は、「再放送ガイドライン」による。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし (強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す) 	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準や準拠法令を何にするかは当事者の合意による。(※)
手続終了・判断の効力	<ul style="list-style-type: none"> 裁定等により終了。 電波監理審議会への不服申立てが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 両当事者による協議での合意、あっせん案の受諾、打ち切り等により終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断、和解成立による申請取下げ等により終了。 仲裁判断は確定判決と同じ効力。

※ 準拠法令をはじめ、仲裁の手続等については仲裁法を準用する。

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】